新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
（令和3年2月2現在）

凡例：補 補助金・助成　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）（R2年 1月～12月、R3年 1月～3月）	給付・補助金額等	問合先
経済産業省	給 更新 持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、 （Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 （Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下 である事業者。	R2.5/1～R3.1/15（原則） 原則、電子申請の送信完了の締め切りが、R3.1/15の24時まで ※特段の事情がある方の書類の提出期限をR3.1/13から2/15まで延長。 加えて、書類の提出期限延長の申込期限は、R3.1/15から1/31まで延長します。	法人：200万円、個人事業者：100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 【売上減少分の計算方法】 前年の総売上(事業収入)−(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	持続化給付金事業コールセンター 【9月1日以降に申請される方】 直通番号：0120-279-292 IP電話専用回線：03-6832-6631 【8月31日までに申請された方】 TEL：0120-115-570（直通） IP電話：03-6831-0613
	給 更新 家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給。	資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※ ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。	①5月～12月の売上高について、 ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、 ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上 ②自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い 左記の者であり、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少	R2.7/14～~~R3.1/15~~⇒R3.2/15 申請開始後、売上減少月の翌月～R3.1/15までの間、いつでも申請できます。（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。） 申請期限は、当初、2021年1月15日（金）24時までとしておりましたが、2021年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、**2021年2月15日（月）24時まで申請期限を延長**しました。 まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、2月15日の申請期限までに申請を完了ください。	申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。 法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。 申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍 （法人） 支払賃料（月額）　給付額（月額） 75万円以下　支払賃料×2/3 75万円超　50万円＋[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限 （個人事業者） 37.5万円以下　支払賃料×2/3 37.5万円超　25万円＋[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限	家賃支援給付金　コールセンター TEL：0120-653-930 （平日・土日祝日8:30～19:00）
	生産性革命推進事業	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援。 生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。	■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通） 【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること ・類型A：サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓） ・類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと （例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供） ・類型C：テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること （例：WEB会議システム、シンクライアントシステム等の導入） ■事業再開枠の対象※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費 ・消毒、マスク、清掃　・飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等） ・換気設備　・その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）　・掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）				(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL：03-6459-0866 E-mail： seisanseikakumei@smrj.go.jp
	補 更新 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型~~（特別枠含む）~~〕	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。	中小企業者等・小規模事業者等	（1）交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の 手続きがこの期間内に完了する事業であること。 （2）以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加	R2.5/22～R3.2(3次：8/3、4次：~~11/26~~⇒12/18、5次：2/19) ※4次締切後も申請受付を継続し、令和3年2月19日（5次・最終）に締切りを設けます ※4次締切にて【特別枠・事業再開枠】の公募は終了	■補助上限：原則1,000万円 ■補助率： 【通常枠】中小企業：1/2、小規模企業者・小規模事業者：2/3 ~~【特別枠（類型A)】2/3~~ ~~【特別枠（類型B又はC】3/4~~ ~~【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】上限50万円・定額（10/10）~~	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053
	補【全国商工会連合会　枠】 小規模事業者持続化補助＜一般型＞ 補【日本商工会議所　枠】 小規模事業者持続化補助＜一般型＞	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。	小規模事業者等	【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。	R2.3/10～R3.2/.5 【受付締切】第1回：3/31、第2回：6/5、第3回：10/2、第4回：2/5 （いずれも当日消印有効） ※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択を発表（制度内容、予定は変更する場合がご	■補助上限：50万円　■補助率：2/3 ~~上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。~~ ~~・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）~~ ~~・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）~~ ~~※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）~~ ~~※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。~~ ~~※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。~~	全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6447-2389
	補【全国商工会連合会　枠】 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞ 補【日本商工会議所　枠】 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。	小規模事業者	小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件①～③いずれかに合致する投資であること。 ①サプライチェーンの毀損への対応 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク環境の整備	R2.4/28～12/10 【受付締切】第1回：5/15、第2回：6/5、第3回：8/7、第4回：10/2、第5回：12/10[最終締切]（いずれも必着） 【申請受付終了】	■補助上限：100万円　■補助率：（類型A)2/3、(類型B又はC)3/4 上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10） ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10） ※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。 ※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。 ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。	広島県商工会連合会 TEL：082-247-0221 日本商工会議所 TEL：03-6447-5485
	補 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 （IT導入補助金）＜特別枠（C類型）＞	新型コロナウィルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠」よりも補助率を引き上げた「特別枠（C類型）を設け、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるIT導入等を支援。	中小企業・小規模事業者等	（1）補助対象事業の考え方 甲：サプライチェーンの毀損への対応 （顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資を行う） 乙：非対面型ビジネスモデルの転換 （非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資を行う） 丙：テレワーク環境の整備 （従業員がテレワーク（在宅勤務等）で業務を行う環境を整備するために必要にIT投資を行う）	R2.5/11～12/18 通常枠（9次）、特別枠（8次）申請締切：11月2日（月）17時 通常枠（10次）、特別枠（9次）申請締切：12月18日（金）17時[最終締切]	補助率：1/2（特別枠は、類型A（「甲」）:2/3、類型B又はC（「乙」又は「丙」）:3/4） ※詳細は31、32ページ参照 ※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点 ※公募要領上では類型A：「甲」、類型B：「乙」、類型C：「丙」と記載 ※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助。	(一社)サービスデザイン推進協議会 TEL：0570-666-424
	補 【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	（1）事業A 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業 ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業 ◇補助率：大企業（1/2以内）、中小企業等（2/3以内） （2）事業B 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 ◇補助率：大企業（2/3以内）、中小企業等（3/4以内） （3）要件C①～③の全てを満たす事業 ①複数の中小企業等のグループによる共同事業 ②事業Aに該当する事業 ③グループ化メリットを有する事業	R2.5/22～7/22正午必着 事業を早期に実施したい方のために、6月5日正午まで(必着)に応募申請書をご提出いただいた方については、先行審査の対象とします。 【申請受付終了】	■補助上限額：150億円 ■補助率：大企業1/2以内、中小企業等2/3以内等 ■補助対象経費：建物・設備の導入費等 ■事業期間：原則3年間（大規模案件は4年間）	みずほ情報総研㈱ 社会政策コンサルティング部 TEL：03-6825-5476 E-mail： kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
経済産業省	補 【サプライチェーン改革】 海外サプライチェーン多元化等支援事業＜設備導入補助型（一般枠・特別枠）＞	製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靭化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。	日ASEANサプライチェーン強靭化に資する、民間団体等のASEAN等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）	（1）設備導入補助型（一般枠） 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業 （2）設備導入補助型（特別枠） 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に以下のア及びイを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの	第1回公募：R2.5/26～6/15 【申請受付終了】 第3回公募：R2.9/30～	（1）設備導入補助型（一般枠） ・補助申請金額：1億円～15億円 ・補助率：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数（20%～100%）を乗じた率以内 （2）設備導入補助型（特別枠） ・補助申請金額：100万円～15億円 ・補助率：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数（20%～100%）を乗じた率以内	（独）日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外サプライチェーン多元化等支援事業 支援事務局 TEL：03-3582-5410 E-mail：scs@jetro.go.jp
	補 【サプライチェーン改革】 海外サプライチェーン多元化等支援事業 ＜実証事業及び事業実施可能性調査＞	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靭化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを支援。	次の要件を満たす民間事業者及び団体。 ・日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること ・大企業、中小企業ともに対象	本公募においては、類型1（製品開発型）類型2（バリューチェーン高度化型）の2つの類型について、それぞれ実証事業及び事業実施可能性調査の募集を行います。 ■補助対象事業 （1）類型1：製品開発型 日ASEAN のサプライチェーン強靭化に資するべく、製品・部素材等の生産拠点の多元化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産設備の本格的な導入に向けた事業可能性等の評価を行う （2）類型2（バリューチェーン高度化型） 日ASEAN のサプライチェーン強靭化に資するべく、ICT・ブロックチェーン・AI 等のデジタル技術も活用しつつ生産・調達・物流・サービス提供等の国際的バリューチェーンの高度化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、モデル事業の実施及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産・調達・物流等のシステムの本格的な導入に向けた事業可能性等の評価を行う	第2回公募：R2.9/3～10/2 【申請受付終了】	■補助金額（補助金額は類型1，2ともに以下の範囲とします。） ・実証事業：1,000万円～2億円 ・事業実施可能性調査：100万円～5,000万円 ■補助率（全事業共通） ・中小企業等グループ：3/4以内　・中小企業：2/3以内　・大企業：1/2以内	◇類型1（実証・事業実施可能性調査とも） ジェトロ 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 TEL：03-3582-5410 ◇類型2（実証・事業実施可能性調査とも） ジェトロ 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局（DX推進担当） TEL：03-3582-5644
	補 【販路開拓支援】 JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援。	中小企業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人　等	（1）事業型 中小企業者等が、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組(新商品・サービス開発やブランディング等)。 （2）支援型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得を支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)する取組。	第1回　R2.6/8～6/29 第2回　R2.6/30～7/22 【申請受付終了】	（1）事業型 ■補助上限額：500万円※　■補助率：2/3 ※複数者による連携体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2，000万円までの上限額となります。 （2）支援型 ■補助上限額：2,000万円　■補助率：2/3	(株)ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局 E-mail：info@japanbrand.page
	補 経営資源引継ぎ補助金	事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、①経営資源の引継ぎを促すための支援、②経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図る。	（1）買い手支援型（事業を引き継ぐ方を支援） 事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者であり、右記の全ての要件を満たす者 （2）売り手支援型(事業を承継したい方を支援) 事業再編・事業統合等に伴い経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者であり、右記の全ての要件を満たす者	（1）買い手支援型（事業を引き継ぐ方を支援） ・事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 （2）売り手支援型(事業を承継したい方を支援) ・地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行っており、事業再編・事業統合等により、これらが第三者により継続されることが見込まれること。	（1次）R2.7/13～8/22 （2次）R2.10/1～10/24 【申請受付終了】	（1）買い手支援型（事業を引き継ぐ方を支援） ・対象費用：謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料 ・補 助 率：補助対象経費の2/3　補助下限額50万円 ・補 助 額：上限額：100万円（経営資源の引継ぎを促すための支援） 200万円（経営資源の引継ぎを実現させるための支援） （2）売り手支援型(事業を承継したい方を支援) ・対象費用：謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料 （廃業費用、廃業登記費、在庫処分費、解体費、現状回復費） ・補助率：補助対象経費の2/3　補助下限額50万円 ・補助限度額：上限額：100万円（経営資源の引継ぎを促すための支援） 650万円（経営資源の引継ぎを実現させるための支援）	経営資源引継ぎ補助金事務局 TEL：03-6629-9134
厚生労働省	補 【テレワーク】 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金 （設備導入にかかる費用の支援）	新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策 として テレワークの新規導入や テレワークの新規導入や テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備 に取り組む中小企業事主を支援。	（1）新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業（試行的導入も対象） （2）職場意識改善特例コース 新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事主	（1）新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース 【対象となる取組】 ・テレワーク用通信機器の導入・運用　・就業規則・労使協定等の作成・ 変更 等 【要件】 事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと　・テレワークを実施した労働者が1人以上いること （2）職場意識改善特例コース 【対象となる取組】 ・就業規則等の作成・変更　・労務管理用機器等の導入・更新　等 【要件】 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇等の規定を整備すること	（1）新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース （1次）R2.3/9～5/29 （2次）R2.9/1～9/18 （2）職場意識改善特例コース 【申請受付終了】 R2.3/9～R3.1/4	（1））新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース ■1企業あたりの上限額：100万円 ■補助率：1/2 （2）職場意識改善特例コース ■補助金額：上限額50円 ■補助率：3/4	テレワーク相談センター TEL：0120-91-6479 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室
	補 更新 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主） （特例措置） 令和2年4月1日から令和2年~~9月30日~~12月31日までの休業等に適用	・生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年~~9月30日~~12月31日までの間は、5%減少） ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 ・雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃 ・事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ・休業規模の要件を緩和 ・支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和 ・出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）		①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3） ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4） ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ （中小企業2,400円、大企業1,800円） ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象 ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL：0120-60-3999
	補 更新 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。	①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども 【適用日】 令和2年2月27日～~~9月30日~~令和3年3月31日の間に取得した休暇 ※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。	R2.2/27～9/30までの休暇に関する申請期限はR2.12/28まで R2.10/1～12/31までの休暇に関する申請期限はR3.3/31まで R3.1/1～3/31までの休暇に関する申請期限はR3.6/30まで	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げ。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999
	補 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（最低20日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業（対象家族1人につき合計93日）、介護休暇（年5日（対象家族2人以上の場合は年10日））は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。	R2.6/15～R3.5/31 ※申請期限：支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内	労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満：20万円 取得した休暇日数が合計10日以上：35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
	給 更新 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から~~9月30日~~令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者	左記のとおり	R2.4/1～9/30までの休暇に関する申請期限はR2.12/31まで R2.10/1～12/31までの休暇に関する申請期限はR3.3/31まで R3.1/1～2/28までの休暇に関する申請期限はR3.5/31まで	①1日当たり支給額（11,000円が上限）×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①：休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②：各月の日数（30日又は31日）ー就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）	給付・補助金額等	問合先
農林水産省	補 経営継続補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。	農林漁業者（個人及び法人） ※常時従業員数は20人以下のもの	（1）農協、森林組合、漁協等の「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む経営の継続に向けた取組を支援。 ①国内外の販路の回復・開拓 ②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換 ③円滑な合意形成の促進等 ※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。 （2）消毒費用・マスク費用・飛沫対策費用・換気費用等の事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策の取組を支援。	（1次）R2.6/29～7/29 （2次）R2.10/19～11/19 【申請受付終了】	（1）経営の継続に向けた取組 ・補助率：3/4 ・補助上限額：100万円 （2）感染防止対策の取組 ・補助率：定額（(10/10) ・補助上限額：(1)の補助額が上限。ただし50万円まで	（一社）全国農業会議所 経営継続補助金　事務局 TEL：03-6447-1253（コールセンター）
	補 農地版家賃支援給付金	「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的に支給	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した事業者	①2020年5～12月において、 ・いずれか1ヶ月の売上高が前年の同じ月に比べて50%以上減少 ・連続する3ヶ月の売上高が前年の同じ期間に比べて30%以上減少 のいずれかになっていれば対象になります。 ②資本金10億円以上の大企業等を除く、農業者、農業法人が広く対象となります。 ※農事組合法人や協同組合など、会社以外の法人についても広く対象となります。	【申請受付終了】 R2.7/14～R3.1/15	申請時の直近に支払った、農地を含む土地や建物の支払賃料（月額）※の合計に基づき、所定の方法で算出された給付額が、一括で支給。 ※賃料が年払いの場合は、12で割った額（平均月額）。また、賃料の支払実績が必要。 ［上限額］個人：300万円、法人：600万円	家賃支援給付金コールセンター TEL：0120-653-930
広島県	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主の方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きに必要な費用を支援。	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町にまたる事業所がある中小企業及び個人事業主 ※市域に所在する中小企業，個人事業主の皆様へ各市でそれぞれ支援内容や申請受付期間が異なりますので、各市のHPを確認されるか担当部署へお問合せください。	■対象経費　雇用調整助成金等の支給申請にあたり、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に支払った費用（消費税を除く）	R2.6/9～R3.2/28	■補助上限額：1件あたり10万円 ■補助率：10／10	広島県　商工労働局 雇用労働政策課 TEL：082-513-2838
	補 疫学調査等協力事業者支援金	従業者又は事業所の利用者の感染発生に伴い、感染拡大防止のため積極的疫学調査や情報公開に協力した事業者に対し、支援金を給付。	広島県内に事業所を有する全ての事業者	（1）従業員又は事業所利用者の感染について，県と連携し、下記の項目を公表すること（法人名、事業所名、事業所所在地、就労又は利用日時、感染人数） （2）疫学調査等へ協力をすること	R2.5/14～	■1事業所あたり5万円（1回限り）	広島県　商工労働局 イノベーション推進チーム TEL：082-513-3348
	補 マスク等個人防護具開発支援事業補助金	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が、マスク等個人防護具の製品化・事業化に取り組む場合に、その経費の一部について補助金を交付することによって、広島県におけるマスク等個人防護具の安定的な供給量の確保と医療・健康関連産業の振興を図る。	広島県内に主たる事業所を有する中小事業者	マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発などを行う事業活動（通常の生産活動を除く） ①サージカルマスク　②N95マスク　③ゴーグル（保護メガネ） ④フェイスシールド　⑤防護服　⑥サージカルガウン ⑦アイソレーションガウン⑧検診用手袋　⑨サージカル手袋 ⑩手指消毒用アルコール　等	R2.5/7～	■補助限度額：1事業者あたり300万円 ■補助率：10/10以内	広島県　商工労働局 医工連携推進プロジェクト・チーム TEL：082-513-3351
	補 飲食店支援・25%プレミアム付き飲食チケット「ひろしま好きじゃ券」プロジェクト	とどく！ひろしまプロジェクト実行委員会では，新型コロナウイルス感染症の影響により，経営面で大きなダメージを受けている飲食店の事業継続を図るため，クラウドファンディングを活用して25%のプレミアム付き飲食チケット「ひろしま好きじゃ券」を発行し飲食店を支援することとし，6月22日（月）から参加を希望する飲食店の募集を開始します。	飲食業，料理業，喫茶飲食，社交飲食の生活衛生同業組合に加盟する飲食店	クラウドファンディングとは…インターネットサイトで、ある活動や夢を発信し、その思いに共感してくれた人や応援したいという人から広く資金を募る仕組みです。 ■概要：一口5,000円の出資に対して，1,250円券が5枚綴りになった25%プレミアム付き飲食チケット（6,250円分）を販売します。 ■申込方法：支援者は，クラウドファンディングサイトで支援店舗を指定した上で飲食チケットの申込・出資を行います。 ■チケット利用期間：10月1日（木）～12月31日（木） ■1店舗あたりの支援上限額：80口（出資金40万円＋プレミアム分10万円）　※広く参加を募るため，上限額に達した店舗は，その時点で募集を終了し，WEBサイトでの掲載を，順次削除します。	2次〆切～R2.7/10 3次〆切～R2.7/22 【申請受付終了】	当事務局から各店舗へ、購入金額に応じて県の補助金25%を加算し入金 ■入金について 9月上旬より順次	広島県　とどく！ひろしま実行委員会事務局ひろしま好きじゃ券係 TEL：082-295-0555
	補 新たな観光プロダクト開発支援補助金	広島県及び一般社団法人広島県観光連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営面で大きな影響を受けている観光関連事業者が、新しい生活様式に対応した、新たな魅力ある観光プロダクト開発を行う経費に対し、予算の範囲内において補助金	（1）広島県内に事業所を置く，国内・海外の観光客の誘客促進に積極的に取り組む法人，個人事業主，観光協会，商工会議所，商工会，DMO，DMC及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 （2）（1）を主な構成員として構成された協議会等の団体であり，自ら事業主体として実施する者	観光プロダクト開発のための事業 ※既存の外国人観光客向け観光プロダクトの国内観光客向けへの改良も含む。 【経費区分】 補助事業に要する経費のうち，備品購入費，人件費，旅費，委託料，広報宣伝に係る経費，報償費等	（第1回）R2.6/30～8/31 （第2回）R2.9/10～10/16 【申請受付終了】	補助対象経費の4/5以内で、補助金交付申請1件につき4,000千円以内	一般社団法人広島県観光連盟　プロダクト開発グループ （担当：ふもと・渡辺） TEL：082-221-6516
	補 広島県宿泊事業者支援事業補助金	広島県では，新型コロナウィルス感染症拡大に伴う移動自粛が緩和されている現状を踏まえ，観光に対する「安心・安全」を確保しつつ，県内・近隣県へ対象エリアを段階的に拡大した誘客を促進することで，厳しい経営環境にある宿泊事業者様を支援することを目的として，「宿泊割引プラン」を造成する場合の割引相当額を補助金の額，かつ，補助金上限額の範囲内で補助する事業を行います。	（1）旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者 （風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く） （2）住宅宿泊事業法に規定する届出を行って住宅事業を営む者	・補助金の交付の対象となる事業は 、補助対象者が宿泊割引プランを 造成し，宿泊者に対して宿泊割引プランを提供する 事業とする 。 ・補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が造成する宿泊割引プランの割引相当額とする。	（1）広島県在住者対象 R2.7月上旬の宿泊～R3.2/28の宿泊まで （2）中国地方5県及び愛媛県在住者対象 R2.8/1の宿泊～R3.2/28宿泊まで 【申請受付終了】	・宿泊プランの販売額（税込）：20,000 円以上　補助金の額：10,000円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：19,000 円以上　補助金の額：20,000 円 未満 9,500円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：18,000 円以上　補助金の額：19,000 円 未満 9,000円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：17,000 円以上　補助金の額：18,000 円 未満 8,500円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：16,000 円以上　補助金の額：17,000 円 未満 8,000円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：15,000 円 以上　補助金の額：16,000 円 未満 7,500円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：14,000 円 以上　補助金の額：15,000 円 未満 7,000円／人 ・宿泊プランの販売額（税込）：13,000 円 以上　補助金の額：14,000 円 未満 6,500円／人	広島県観光誘客促進事業事務局 TEL：082-221-7261
	補 緊急対策販路開拓等支援補助金（県制度）	小規模事業者持続化補助金（国制度）の採択・交付決定を受けて、販路開拓等に取り組む費用の一部を助成することで負担軽減を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の事業継続を支援します。［国の持続化補助金に上乗せ補助］	広島県内の商工会または商工会議所の管轄内で事業を営んでいる小規模事業者。 かつ、持続化補助金の採択者のみ	◆対象となる取組事例 ＜一般型＞:新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付 など ＜コロナ特別対応型 A 類＞:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 など ＜コロナ特別対応型 B 類＞:自動精算機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売から EC 販売へのシフト など ＜コロナ特別対応型 C 類＞:WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など	＜一般型＞ （第1回）R2.3/31　（第2回）R2.6/5　（第3回）R2.10/2　（第4回）R3.2/5 ＜コロナ特別対応型＞ （第1回）R2.5/15　（第2回）R2.6/5　（第3回）R2.8/7　（第4回）R2.10/2　（第5回）R2.12/10	国の持続化補助金（一般型）の場合 ➡ 国2/3（上限50万円）＋ 県1/12（上限 62,500円）＝ 事業者負担 1/4 国の持続化補助金（コロナ特別対応型・A類単体）の場合 ➡ 国2/3（上限100万円）＋ 県1/12（上限125,000円）＝ 事業者負担1/4 国の持続化補助金（コロナ特別対応型・B類単体，C類単体，A類とB・C類の組み合わせ）の場合 ➡ 国3/4（上限100万円）＋ 県1/12（上限111,000円）＝ 事業者負担1/6	広島県 商工労働局 経営革新課経済団体グループ TEL：082-513-3328

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月～R3年 3月	給付・補助金額等	問合先
広島県	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金及び施設、事業所等に対する支援 給 (1)障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら障害福祉サービスを提供されている職員の皆様に慰労金を給付します。	同 右	令和2年3月6日から6月30日までの期間に，障害福祉サービス施設・事業所等で，通算して10日以上勤務し，患者・利用者と接した職員 ※ 障害福祉サービス施設・事業者等での派遣労働者・業務受託者を含みます。		慰労金：20万円または5万円の慰労金	広島県新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム（障害福祉班） TEL：082-513-2841（ダイヤルイン）
	補 (2)障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援	障害福祉サービス事業所・施設等に対して新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を補助し，障害福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します。	同 右	令和2年4月1日以降，感染症対策を徹底した上で，サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業者等	R2.7/27～R3.2/28 【申請受付】毎月15日～月末まで	感染症対策に要する物品購入，外部専門家等による研修実施，感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費が対象	
	補 (3)障害福祉サービス再開に向けた支援		同 右	①令和2年4月1日以降，サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所 ②令和2年4月1日以降，感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所		①令和2年4月1日以降，サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所に対し，必要となる経費を助成。 ②令和2年4月1日以降，感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所に対し，環境整備に係る費用を助成。 ※長机，飛沫防止パネルの購入費，換気設備の購入及び設置に要する経費，電動自転車等の購入又はリース費用，タブレット等のICT機器の購入又はリース費用，感染防止のための内装改修費が対象となります。	
	介護サービス事業所・施設等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） 補 (1)感染症対策の支援	感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援。	同 右	令和2年4月1日以降，感染症対策を徹底した上で，サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など		・助成上限額：サービス類型毎に設定 （例）通所介護（通常規模型）89.2万円，訪問介護53.4万円，特養3.8万円×定員数 ・支援対象経費：かかりまし経費 （例）感染症対策に要する物品購入，外部専門家等による研修実施，感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置，感染防止のため発生する追加的人件費，自転車・自動車の購入費用，ICT機器の購入費用など	広島県 新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム（介護班） TEL：082-513-2840
	補 (2)介護サービス再開に向けた支援	介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援。	同 右	①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成 令和2年4月1日以降，サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った 在宅サービス事業所 ②在宅サービス事業所における環境整備への助成 令和2年4月1日以降，感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所	R2.7/27～R3.2/28 （国保連の受付）毎月15日から末日まで （広島県の受付）随時	①助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円 ②助成上限額：20万円 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など （例）長机，飛沫防止パネル，換気設備，自転車，ICT機器，内装改修費など	
	給 (3)職員の皆様への慰労金の支給	職員の皆さまに慰労金を支給。	同 右	対象期間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し，利用者と接する職員		・感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員20万円 ・その他の事業所で勤務し利用者と接する職員5万円	
	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 補 (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	厚生労働省から，新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響について，できる限り小さくするため，介護サービス事業所等に対し，通常の介護サービスの提供時では想定されない，かかり増し経費等に対して支援。	広島市，福山市及び呉市を除く、次の広島県内の事業所（施設）。 ・通所系サービス事業所 ・短期入所系サービス事業所 ・訪問系サービス事業所 ・介護施設等	ア 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 エ ア～ウ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（福祉用具貸与事業所を除く。） について支援を行う。	・申請書兼実績報告書提出締切り日 8月31日（月）必着 7月31日（金）⇒8月3日（月）以前に，当該事業が終了している事業所が対象 ・9月1日以降，今後補助対象になった場合，当該事業が終了した日から30日を経過した日又は令和3年4月10日までのいずれか早い日	・補助の対象となる事業における補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄附金，負担金及び補助金がある場合は，これらを控除した額を補助対象経費とします。 ・補助金の交付額は，事業所・施設ごとに，別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とします。（1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てます。） ・1事業所・施設当たり1回まで交付します。	広島県 健康福祉局 地域福祉課介護保険事業者指導グループ TEL：082-513-3208
	補 (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業			（1）のア又はイの介護施設等及び感染症の拡大防止の観点から自主的に3日以上休業した介護施設等の利用者の必 要な介護サービスを確保する観点から、当該介護施設等の利用者の積極的な受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護施設等が、緊急かつ密接な連携を実施するために必要な経費について支援を行う。			
	補 更新 飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金	県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助。	飲食店(※)を経営する法人又は個人であって、右記の全てに該当する者 ※ 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	1.広島県内に店舗があること。 2.食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 3.助成対象として申請した内容（経費）に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けていないこと。 4.代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 5.業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 6.国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 7.県の「広島積極ガード店」に登録すること。 8.県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。.行政からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。 10.取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 11.県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。	R2.10/12～~~12/25~~⇒R3.2/26 【対象経費】 1.飛沫感染予防対策 アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、パーティション、フロアマーカー 2.接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー、非接触ソープディスペンサー、非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機 3.換気による感染予防対策 換気扇、サーキュレーター 4.その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置 ※ 設置費、送料も含みます。 ※ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹸液などの消耗品は、補助対象外です。 ※ エアコン、空気清浄機は補助対象外です。	・補助額：1店舗当たり上限10万円 ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 対象となる支出額の範囲 / 補助額 1万円以上2万円未満 1万円 2万円以上3万円未満 2万円 3万円以上4万円未満 3万円 4万円以上5万円未満 4万円 5万円以上6万円未満 5万円 6万円以上7万円未満 6万円 7万円以上8万円未満 7万円 8万円以上9万円未満 8万円 9万円以上10万円未満 9万円 10万円以上 10万円	広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局 TEL：082-546-1211
	補 更新 新たなビジネスモデル構築支援事業（導入支援）	広島県では、県内中小企業者が行うICTツールの活用を通して、ビジネスモデルの提案（専門家派遣）、国(※)のIT補助金の上乗せ補助、ICTツールの運用支援（専門家派遣）を行い、「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデル構築に向けた取組を支援します。 ※IT導入補助金：令和2年度補正予算 サービス産業等生産性向上IT導入支援事業（特別枠C類型-2型））	広島県内に所在する中小企業事者で国のIT導入補助金（C類型-2）の採択企業 ※令和2年12月18日までに交付申請を行い，採択された企業が対象です。	・ビジネスモデルの提案 「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルの実践に向けた業務フローの見直しや具体的な導入検討ついて、専門家を派遣します。 ・IT補助金の上乗せ補助 国のIT導入補助金を活用して非対面型ビジネスモデルへ転換等に取り組む事業者に対し、自己負担の一部を補助します。 ・ICTツールの運用支援 ツール導入後の専門家派遣による定着支援を行います。	R2.11/24～R3.~~3/31~~⇒3/12 （予算の上限に達し次第締切）	・補助率：1/12 ・事業者負担率：1/6 ・補助上限額：3.3 ～50 万円/社	・制度全般の問合先 広島県 商工労働局 イノベーション推進チム TEL：082 -513 -3355 ・申込に関する問合先 新たなビジネスモデル構築支援事業務局 （株)タナベ経営中四国支社 TEL：082-223-1113

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
広島県	補 更新 新たなビジネスモデル構築支援事業＜実装支援＞	県内企業が「新しい生活様式」に対応したビジネスモデルの転換にあたって重要な要素となるICTを活用した中小企業向けデジタルサービスを創出・普及するために実施する「新たなビジネスモデル構築支援事業（実装支援）（以下「実装支援事業」という。）」の実施を通じて，ICTを活用した中小企業向けデジタルサービスを創出・普及する	本補助金の交付申請をしようとする者（以下，「補助事業者」という。）は，次の全ての要件を満たすことが必要です。 （1）広島県内に事業所を有する中小企業者であること。 （2）プロジェクトに，県内モニター事業者として参加すること。 （3）本業務を円滑に実施できるよう，デジタルサービスを活用した生産性向上の効果や使いやすさ，改善点について，積極的にサービス提供者にフィードバックし，県内中小企業者向けのデジタルサービスの創出に繋がるよう協力すること。 （4）デジタルサービス提供者から事前確認を受けていること。	県が選定したプロジェクト（既存のデジタルサービスのカスタマイズや組み合わせ等による新たなデジタルサービスを実施すること。）のうち，希望するデジタルサービスにモニターとして参加し，そのデジタルサービスを活用した生産性向上の効果や使いやすさ，改善点について，積極的にサービス提供者にフィードバックし，県内中小企業者向けのデジタルサービスの創出に繋がるよう協力いただきます。 県内モニター事業者が，モニターに参加するための経費の一部を補助します。 ・募集テーマ「ICTの活用による非接触型ビジネスモデル」 ・募集分野「卸・小売業，運輸業」「医療・介護・健康サービス業等」「飲食，宿泊業」	R2.12/7～R3.~~2/26~~⇒3/12	・補助対象者：県内モニター事業者 ・補助率：3/4 ・補助上限額：150万円／モニター事業者 ・補助対象経費：デジタルサービスの実装に必要な経費（ソフトウェア実装費（ランニングコストを含む。），ハードウェアレンタル費，役務費（実装コンサルティング（付帯サービス）等）） ・補助対象期間：実装に協力した期間（3カ月程度）	広島県　商工労働局　イノベーション推進チーム TEL：082-513-3355
	補 ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金	県民の皆様に安心してライブハウスを利用してもらえるようにするため、県内のライブハウスに対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助。 ※営業自粛（令和2年2月）以降から令和2年12月28日(月)までの間に購入、支払いが完了したものに限ります。また，本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした既設の補助事業により購入されたものは，対象外です。	次の全てに該当するライブハウス事業者 ① 店舗のホームページやSNSなどでライブイベントの内容を告知していること。 ② ライブイベントの定期開催実績（新型コロナウイルス感染症流行期以前は月4回以上）があること。 ③ 業界団体が作成した「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。 ④ 県及び保健所設置市の訪問調査に協力すること。 ⑤ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。 ⑥ 飲食店営業の許可がある場合、県の「広島県積極ガード店」に登録していること。	◆ 支援対象経費 ①飛沫感染予防対策 飛沫防止用壁（ステージ・観客間のアクリル板、ビニールカーテン など） ②接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー、非接触ソープディスペンサー、 非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機 ③換気による感染予防対策 機械換気設備、エアコン（湿度制御機能のあるもの），換気補助設備（サーキュレーター等） ④その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置 ※上記の①～④については，設置費、送料も含みます。 ※空調・換気設備については，本体購入のほか、修繕、清掃費用も対象です。 ※空気清浄機は、現段階で感染予防効果が確認できていないため、対象外です。 ※マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹸液などの消耗品は、補助対象外です。	【申請受付終了】 R2.11/19～12/28	・補助金額：1店舗あたり上限額 50 万円 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。 ※店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。	広島県　健康福祉局食品生活衛生課　生活衛生グループ TEL：082-513-3097
	給 New 更新 感染症拡大防止協力支援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年12月17日から令和3年1月3日を第1期、1月4日から1月17日を第2期、1月18日から2月7日を第3期として、各期間の全日において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金を支給いたします。	【第1期】 右記のいずれにも該当する事業者が対象です。 （1）要請の対象エリアに所在し、酒類を提供する飲食店（飲食店営業許可「1類」または「3類」）を受けた施設で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 （2）要請前に19時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて12月17日～令和 3年1月3日までの全期間、要請（休業または営業時間短縮）を遵守していること。 【第2期】 右記のいずれにも該当する事業者が対象です。 （1）第1期の（1）と同様。 （2）要請前に19時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて令和3年1月4日～1月17日までの全期間、要請（休業または営業時間短縮）を遵守していること。 【第3期】 右記のいずれにも該当する事業者が対象です。 （1）第1期の（1）と同様。 （2）要請前に19時から5時までの間に酒類の提供を伴う営業を行っており、要請を受けて令和3年1月18日～2月7日までの全期間、要請（休業または営業時間短縮）を遵守していること。	■対象エリア（第1期，第2期とも対象エリアは同じ） **【広島市中区】**榎町、胡町、大手町1～5丁目、加古町、銀山町、上幟町、上八丁堀、紙屋町1～2丁目、河原町、小網町、国泰寺町1～2丁目、小町、堺町1～2丁目、昭和町、新天地、住吉町、千田町1～3丁目、宝町、竹屋町、立町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1～2丁目、土橋町、中島町、中町、流川町、西川口町、西十日市町、西白島町、西平塚町、猫屋町、幟町、白島北町、白島九軒町、白島中町、羽衣町、橋本町、八丁堀、東千田町1～2丁目、東白島町、東平塚町、平野町、広瀬北町、広瀬町、袋町、富士見町、舟入川口町、舟入幸町、舟入中町、舟入本町、舟入町、舟入南1～4丁目、堀川町、本川町1～3丁目、本通、三川町、南千田西町1～5、南竹屋町、基町、薬研堀、弥生町、吉島町、吉島西1丁目1～23、吉島西2丁目1～13・15～17、吉島東1丁目1～21・23・24 **【広島市南区】**稲荷町、猿猴橋町、大須賀町、京橋町、金屋町、荒神町、段原1～4丁目、西蟹屋1～4丁目、西荒神町、東荒神町、比治山町、比治山本町1、松川町、松原町2～12（ただし広島駅構内の店舗を含む）、的場町1～2丁目 **【広島市西区】**打越町、大芝1～3丁目、大芝公園、大宮1～3丁目、小河内町1～2丁目、上天満町、観音本町1～2丁目、観音町、楠木町1～4丁目、天満町、中広町1～3丁目、西観音町、東観音町、福島町1～2丁目、三篠北町、三篠町1～3丁目、三滝町、南観音町、南観音1～8丁目、都町、横川新町、横川町1～3丁目 ※第3期の対象エリアについては広島市内全域	第1期：R3.1/4～2/5 第2期：R3.1/18～2/19 第3期：R3.2/8～3/9	【第1期】（令和2年12月17日～令和3年1月3日） ・19時以降から5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から20時までの間の営業とし、酒類の提供は19時までに短縮した飲食店：1店舗当たり72万円 ・要請期間中に休業した酒類提供飲食店：1店舗当たり82万円 【第2期】（令和3年1月4日～令和3年1月17日） ・19時以降から5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から20時までの間の営業とし、酒類の提供は19時までに短縮した飲食店：1店舗当たり44万円 ・要請期間中に休業した酒類提供飲食店：1店舗当たり54万円 【第3期】（令和3年1月18日～2月7日）：1店舗当たり84万円 ・5時から20時までの間に営業時間を短縮した飲食店（酒類を提供している場合は、酒類の提供を11時から19時までに短縮） ・協力要請期間中に休業した飲食店（要請前から20時から5時までの間に営業している飲食店）	広島県協力支援金センター TEL：082-259-3018
	補 New 飲食店におけるパーテーション設置促進補助金	県内の飲食店に対して、アクリル板やビニールカーテンなどのパーテーション設置の経費を補助します。	飲食店※を経営する法人又は個人であって、次の全てに該当する者 ※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 ① 広島県内に店舗があること。 ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。 ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 *＜以下は、左記に続く＞*	*＜右記から続く＞* ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録すること。 ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。 ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。 ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 ⑪ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、飛沫感染予防対策を目的とするアクリル板等のパーテーション設置に必要な経費に限定して補助を行う広島県の事業です。※令和2年12月10日(木)から令3年2月26日(金)までの間に購入設置、支払完了したものに限ります。 ■補助対象経費 飛沫感染予防対策 例）アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン 現在設置されているパーテーションの買い替えや付け替え、補強したりする場合にも対象となります。※ 設置費、送料も含みます。	R2.12/17～R3.2/26	1店舗当たり10万円（申請は1店舗につき1回限り） ※店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 対象となる支出額の範囲 / 補助額 1万円以上2万円未満 / 1万円 2万円以上3万円未満 / 2万円 3万円以上4万円未満 / 3万円 4万円以上5万円未満 / 4万円 5万円以上6万円未満 / 5万円 対象となる支出額の範囲 / 補助額 6万円以上7万円未満 / 6万円 7万円以上8万円未満 / 7万円 8万円以上9万円未満 / 8万円 9万円以上10万円未満 / 9万円 10万円以上 / 10万円	広島県パーテーション設置補助金事務局 TEL：082-546-1217

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
広島県	補 New 広島県企業紹介動画作成事業費補助金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける令和4年3月卒業・修了予定者と県内中小企業者等とのマッチングを支援するために，中小企業者等が自社を紹介する動画の作成に要する経費の一部を補助。。	次に掲げる要件を全て満たす者 （1） 中小企業者等であること （2） 広島県内に本社又は事業所を有すること （3） 広島県内を勤務地とする正規職員の新卒（令和4年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有すること （4） 完成した企業紹介動画をサポーターが県に提供し、県が提供された企業紹介動画を広島県公式ひろしま就活応援「Go!ひろしま」YouTubeチャンネルで一般公開し、かつ、令和4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト及び「Go!ひろしま」サイトで利用することに同意すること	中小企業者等が広島県に登録した「サポーター」の支援により作成した企業紹介動画の作成に係る経費について、次の補助率により補助金を交付。 ※補助金の交付はサポーターに対して行いますので、中小企業者等の皆様は、補助率による値引後の価格により企業紹介動画を作成できます。 ［企業紹介動画の要件］ （1）動画の再生時間が5分以内であるもの （2）YouTubeでの配信に適した規格であるもの （3）就活生の企業への興味が喚起され、企業理解に資するもの	R3.1/12～3/10 ※補助金が予算に達し次第、募集を終了します。	・補助率：1/2 ・補助上限額：10万円	広島県 商工労働局雇用労働政策課 雇用促進グループ TEL：082-513-3425
ひろしま産業振興機構	補 テイクアウト・デリバリー参入促進事業	売上の減少に苦しむ事業者、とりわけ影響の大きい飲食業・宿泊業が行う「テイクアウト」や「デリバリー」など、新たな取組への新規参入を支援	広島県内に主たる事業所を有する中小事業者（飲食業・宿泊業） ※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けており、かつ「テイクアウト」や「デリバリー」に令和2年4月1日以降に参入した者又は助成対象期間内に参入する者。	（1）販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費　・PRするための広告掲載費（新聞・雑誌等） ・PR動画製作委託費　・WEBサイト等製作委託費 ・看板・POP・のぼり製作費　など （2）配送用車両等借上料 ・デリバリーバイク等のリース・レンタル料（3か月分） （3）梱包・包装資材等の購入費 ・はし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき ・ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用　など （4）店舗等内装工事費 ・テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など	R2.5/7～7/31 【申請受付終了】	■補助限度額：30万円 ■補助率：10／10 ※消費税額および地方消費税額は助成対象経費から除く。	（公財）ひろしま産業振興機構 新型コロナ対策事業推進チーム TEL：082-207-0226（直通）
広島市	補 広島市雇用調整助成金等申請費用補助金	中小企業等の雇用調整助成金等の利用を促進し、従業員の雇用維持や事業活動の継続を図ることを目的に補助金。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の制度を利用する場合について、その申請に係る費用（社会保険労務士へ支払う申請書類の作成に要する経費等）を補助	（1）広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 （2）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	■対象となる費用 （1） 国の雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費 （2） 提出代行または事務代理に要する経費 （3） 前各号に付随して必要な経費 （4） その他市長が必要と認める経費	R2.6/1～R3.3/31	・補助率：10／10 ・上限額1件あたり10万円	広島市　経済観光局雇用推進課 TEL：082-504-2244
	補 新型コロナウイルス影響事業緊急支援事業「広島は決して屈しない！プロジェクト」 取組に対する補助	新型コロナウイルスの影響を受け、営業活動の縮小などを余儀なくされながらも、感染拡大防止や苦境打破に取り組もうとする事業者等を支援するプロジェクトに対して、必要な経費の一部を補助します。	（1）5以上の影響事業者（企業、個人事業主）を対象として行う支援であること （2）影響事業者の営業箇所（店舗、営業所など）の過半数は広島市内であること （3）令和2年4月1日以降に開始したものであること	準備や広報、割引負担に係る費用などの事業の実施に必要となる経費 ●チラシの作成　●ウェブサイトの作成　●のぼり旗の作成 ●チケットの印刷　●クラウドファンディングの手数料 ●割引サービス（30%まで）の負担額　など	【申請受付終了】 R2.5/2～7/31（10/30まで延長）	・補助率：4/5以内 ・補助額： 5～10箇所　50万円 11～30箇所　150万円 31～50箇所　250万円 51～100箇所　500万円 101～150箇所　750万円 151以上箇所　1,000万円	広島市　経済観光局経済企画課政策調整係 TEL：082-504-2235
	マスク、消毒液、非接触型体温計等を購入する費用に対する補助	上記のプロジェクトにおいて、影響事業者が感染拡大防止を図りながら営業活動を回復していくのに必要となるものを購入・配付する経費		上記のプロジェクトにおいて、影響事業者が感染拡大防止を図りながら営業活動を回復していくのに必要となるものを購入・配付する経費 〇マスク 〇消毒液 〇非接触型体温計 など	【申請受付終了】 R2.5/2～7/31（10/30まで延長）	・補助率：10/10 ・補助額： 5～10箇所　20万円 11～30箇所　60万円 31～50箇所　100万円 51～100箇所　200万円 101～150箇所　300万円 151以上箇所　500万円	
	補 広島市テナントオーナー支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個々の経営努力だけでは事業の継続等が困難となっているテナント事業者を支援するため、共助の精神に立って、こうした事業者が営む市内店舗・事務所の家賃等の減額を行うテナントオーナーの皆様に対し、補助金を交付。	次のテナント事業者（中堅企業、中小企業、個人事業者等）の家賃等について、2割以上の減額を行うテナントオーナー ・感染症により売上げ減少等の影響を受けている方 ・感染症の影響により生じた空き店舗等への新規入居者（新規創業者を含む）	・対象経費 令和2年4月～~~12月~~令和3年3月までの間の減額家賃等	R2.8/19～~~11/18~~R3.1.31 【申請受付終了】	・補助率：1店舗等につき、減額家賃等×2/3 ・補助限度額：1店舗等につき、20万円/月×~~36~~か月分（1オーナーの限度額~~1,000万円~~2,000万円） ※ 店舗・事務所の家賃のほか、当該店舗・事務所に付随している駐車場等（事業用に限る）の賃料や、賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われている管理費や共益費の減額分も含めます。	広島市テナントオーナー支援事業事務局 TEL(コールセンター)：082-236-3738
	給 新型コロナウイルス感染拡大防止に協力する飲食店応援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力するため、休業を行う市内の飲食店に対して、支給。	右記いずれにも該当する飲食店を広島市内で営む事業者	・飲食店・喫茶店営業の許可を受け（※1）、屋内に常設の飲食スペースを設置している店舗 ・令和2年12月29日～令和3年1月/3日（年末・年始）に3日以上、1月4日～1月11日の間で2日以上、あわせて5日以上休業（※2）する店舗（※3） ※1 食品衛生法に基づく飲食店営業の「1類」又は「3類」、若しくは喫茶店営業の「1類」の許可を受けた店舗 ※2 屋内に常設の飲食スペースを閉鎖し、デリバリー又はテイクアウトのみの営業を行う場合は、休業と見なします。 ※3 広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づく、営業時間の短縮等の要請前から営業活動を行っている飲食店に限ります。	R2.12/25～R3.1/31 【申請受付終了】	1店舗につき15万円の応援金を支給	■相談窓口 飲食店コロナ対策支援相談センター TEL：070-4360-4451 ■提出先 広島市飲食店応援実行委員会応援金事務局 （〒730-0031　広島市中区紙屋町2-2-2紙屋町ビル3階）
呉市	給 呉市　小規模企業者　応援給付金	新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい小規模企業者の事業継続を支援するため、家賃などの幅広い用途で使用可能な呉市独自の給付金を支給	原則、呉市内に事業所があり、令和2年5月31日までに開業された小規模企業者で、令和2年2月～6月の売上が前年同月比で20%以上減少している方	■対象となる小規模企業者 ① 卸売業 小売業 サービス 業等 の 場合・・・・・・・・従業員数5人以下 ② 製造 業，建設業，運輸業，金融業等の場合 ・・・・従業員数20人以下	【申請受付終了】 R2.6/4～8/11（9/11まで延長）	・給付額　10万円 （1事業者1回限り）	呉市 小規模企業者応援給付金センター TEL：0120-803-828
	補 消毒事業の補助金	新型コロナウイルスにより、事業所等を消毒する必要が生じた事業者に、費用（委託費に限り、消費税及び地方消費税を除く。）の一部を助成	〇新型コロナウイルスの感染者が訪問等をしたことにより、その事業所等を消毒する必要が生じた市内の中小企業・小規模事業者 〇感染者が訪問等した日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者 〇市税を滞納していない事業者 〇暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費	R2.4/27～当分の間	・補助率：1/2 ・補助限度額：50万円	呉市　産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310
	補 生産性革命推進事業に対する助成	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	（1）ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 （2）持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 （3）IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	（1）R2.5/22～R3.2月 （2）R2.5/15～R3.2月 （3）R2.5/11～12月下旬	「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付（上乗せ）	呉市　産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

所掌	事業の名称（補 補助金・助成金／給 給付金／New 新着情報）	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
呉市	補 呉市JAPANブランド育成支援等事業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために，国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定を受けた市内の事業者等	対象経費：JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分（全体事業費の1/3）	～R3.3月中旬　予算達成まで⇒R3.3/31	（1）事業者支援型 ・補助率：7/10　・上限額：1,750千円 （2）支援事業型 ・補助率：7/10　・上限額：7,000千円 ※事業者負担が1/10となるように補助金を交付（上乗せ）	呉市　産業部商工振興課 TEL：0823-25-3167
呉市	補 事業者向け クラウドファンディング活用応援プロジェクト	新型コロナウイルスの影響を受けている市内の事業者が、クラウドファンディングを活用して取り組む。事業継続に向けた販路拡大や新ビジネス展開等の事業を応援。	市内に事業所を有する事業者（個人事業者、法人、企業、組合及びNPO法人等の民間団体）	（1）クラウドファンディング利用手数料に対する「補助金」 （2クラウドファンディングで調達した金額に連動した「奨励金」	R2.6/1～R3.2/26	（1）補助率：10/10 （1）-1　1つの影響事業者がクラウドファンディングを行った場合　限度額：50万円 （1）-2　2以上の影響事業者が共同でクラウドファンディングを行った場合　限度額：200万円 （2）補助率：5/10以内 （2）-1　1つの影響事業者がクラウドファンディングを行った場合　限度額：50万円 （2）-2　2以上の影響事業者が共同でクラウドファンディングを行った場合　限度額：200万円	呉市　産業部商工振興課 TEL：0823-25-3815
呉市	給 呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者（交通事業者）支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている公共交通事業者（個人事業者を含む。）の今後の事業継続を支援するため、「呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者（交通事業者）支援給付金」を交付。	安心・安全な公共交通空間を提供するよう努めるとともに、公共交通の安全な利用に向け、一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議が発行する「STOP新型コロナ」チラシ又はこれと同様の内容と認められるチラシ等を車内・船舶内に掲示するなど、新しい生活様式」に関する啓発を行うことを宣誓する事業者。	(1)次のア～エのいずれかに該当すること。 ア.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般乗合旅客自動車運送事業者（呉市内のみを運行する路線を持つ事業者又は呉市が現に単独で運行支援を実施している事業者に限る。） イ.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般貸切旅客自動車運送事業者（呉市内に本社又は営業所を有する事業者に限る。） ウ.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者（呉市内に営業所を有する事業者に限り、個人タクシー等を含む。） エ.海上運送法第3条に基づく許可を受けている一般旅客定期航路事業者及び同法第19条の5に基づき届出をしている貨物定期航路事業者であって、呉市内のみを運航する航路を持つ事業者又は呉市が現に離島航路・生活航路として運航支援を実施している事業者 (2)上記ア～エの道路運送法又は海上運送法に基づく許可については、令和2年5月末日より以前に受けたものであること。 (3)市税の滞納がないこと。 (4)呉市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当していないこと。	【申請受付終了】 R2.7/16～9/30（当日消印有効）	・交付は、同一の対象者に対して一度に限るものとします。 ・交付する給付金の額は、各対象者が所有又は貸与を受け、事業(*1)に常用している車両及び船舶数に、次の①～④の額を乗じて得た額の合計額とします。 ①路線バス・生活バス・貸切バス・乗合タクシー：1両につき15万円 ②タクシー：1両につき5万円 ③フェリー：1隻につき50万円 ④フェリー以外の船舶：1隻につき15万円	呉市　都市部交通政策課 TEL：0823-25-3239
呉市	給 呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者（宿泊事業者）支援給付金	新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支援するため、宿泊客が安心して快適に宿泊してもらえるための対策などを講じる宿泊事業者に対し給付金を交付。	令和2年5月31日時点で旅館業法に基づく許可を受け、呉市内で営業する旅館・ホテル・簡易宿所で、今後も営業を継続する意思がある者	次の全ての要件を満たす方 (1)市税の滞納がないこと (2)広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書を施設に掲示し広島県ホームページで宣言店として公表していること (3)公共施設、研修・福利厚生施設を除く (4)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者を除く (5)呉市が例年12月頃に実施する宿泊事業者へのアンケート調査に協力すること	【申請受付終了】 R2.7/17～9/16（当日消印有効）	・客室総定員数 × 2万円 ＝ 給付額上限 ／ 1施設 ※客室総定員数は、呉市保健所に届出されている定員数を上限とします。	呉市　産業部観光振興課 TEL：0823-25-3180
呉市	給 呉市宣言店給付金（通称） 呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者支援給付金（宿泊・交通事業者を除く）	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や3密回避対策など「新しい生活様式」の実践に向けて、自主的に取り組んでいる事業者を支援するため、幅広い用途で使用可能な呉市独自の給付金を支給。	呉市内に営業所や店舗を有しており，今後も事業を継続する意思があること（宿泊・交通事業者を除く）	左記の対象者であり、次の全ての要件を満たす方 (1)広島県より「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書の発行を受け，広島県のホームページに公表されていること (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律　第2条第5項に掲げる営業店舗でないこと (3)暴力団等と関係を有していないこと	【申請受付終了】 R2.7/31～12/28（当日消印有効）	・5万円／店舗等	呉市　感染症対策取組事業者支援給付金センター TEL：0120-039-904
呉市	補 農漁業者経営継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国の「経営継続補助金」を活用する際、事業者の負担が1割になるよう助成する呉市独自の支援を行います。	次のすべてに該当する人 ・令和2年度中に国の経営継続補助事業（経営継続補助金）において交付額の確定を受けた市内に本社、本店、または主たる事業所を有する農漁業者（個人または法人） ・市税の滞納がない者 ・暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	補助対象事業費の「経営の継続に関する取組」として認められた経費のうち、事業者負担分が10分の1となるように助成金を交付（上乗せ）します。	R2.7/16～R3.3/31	・補助率：国 3/4 ・市 3/20 ・事業者 1/10 ・補助上限額：20万円 （注）共同申請の場合の補助上限額は200万円（20万円×10事業者）	呉市 産業部農林水産課（農業振興グループ・水産振興室） TEL：0823-25-3318、0823-25-3319
呉市	補 呉市ビジネスモデル転換支援事業補助金	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表・新型コロナウイルスの影響を受け、経営基盤の安定化や、新ビジネス及び販路拡大等にチャレンジする事業者を支援し、市内での産業振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とします	・呉市内において事業所を有し、かつ市内において令和2年4月1日以前から事業を行っている事業者。 ・日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区に関連する事業所を有する、又は、同社の協力会社として事業を展開している事業者のうち、今後も市内にて事業所を設置し，雇用を継続または創出する事業者。	事業者がビジネスモデルの維持・転換または販路の拡大を図る事業（以下「呉市BM転換事業」という。）で令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に実施する事業	R2.8/21～11/27 【申請受付終了】	・補助額　最大1,000万円 ※補助金額が50万円以下の事業は、本事業の対象となりません。 ・補助率　1/2以内	呉信用金庫本店　呉市ビジネスモデル転換支援事業 事務局（呉信用金庫 地域貢献部） TEL：0120-791-090
呉市	補 くれまち店舗応援プロジェクト	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者が、団体・グループで取り組むプレミアム付商品券の発行など、地域内の経済活性化を促す事業を応援します（対象業種：飲食業・小売業・サービス業）	(1)商工会義所・広域商工会・中小企業家同友会等の地域の団体 (2)商店街振興組合・商店街団体 (3)5以上の影響事業者で構成される団体 ※市内に事業所（店舗）を有する事業者（個人・法人） ただし、1つの影響事業者が参加できるのは3つのプロジェクトまで	（1）対象事業 1.プレミアム付商品券の発行　2.スタンプラリーの開催 3.ウェブサイト等を活用した影響事業者のPR支援　など 準備や広報、商品券のプレミアム分負担に係る費用などの事業の実施に必要となる経費 （2）対象経費（例） ・チラシの作成・ウェブサイトの作成・のぼり旗の作成・商品券の印刷・スタンプラリーの景品・商品券発行時の事務局等の委託費・商品券のプレミアム部分（上限30%）※消費税は補助対象外	【申請受付終了】 R2.10/5～12/28	・補助限度 影響事業者の数：5～50の場合、300万円 影響事業者の数：51～100の場合、600万円 影響事業者の数：101～150の場合、900万円 ・補助率 事務経費：補助対象経費の8/10以内 商品券プレミアム部分（上限30%）：10/10	呉市　産業部商工振興課商業グループ TEL：0823-25-3814
竹原市	給 竹原市中小企業者等事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付	竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する者のうち，資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員の数が2，000人以下の法人，又は個人事業主	・令和元年以前から主たる収入として事業により売上（事業収入）を得ており，今後も事業を継続する意思があること。 ・令和2年1月から5月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上（事業収入）が20%以上減少した月があること。ただし、前年の売上（事業収入）の合計が120万円以上である者に限ります。 ・令和元年6月以降に創業した者など、市長が本事業の趣旨に基づき、対象者として認める事業者	R2.6/8～12/25　【申請受付終了】	一律10万円を支給 （1事業者につき1回限り）	竹原市　地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL：0846-22-7745
竹原市	補 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等（広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等をいう。）であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	（1）広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 （2）雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 （3）雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 （4）その他市長が必要と認めた経費	R2.6/15～R3.2/28	・補助率：10/10 ・補助金額：10万円上限	竹原市　地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL：0846-22-7745
竹原市	補 竹原市新型コロナウイルス感染症宿泊事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症に係る宿泊施設での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、施設内での感染防止対策に要する経費を補助。	竹原市内において、旅館業法第2条に規定する旅館業を営む者（同法第3条の許可を受けた者に限る。）	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施したもの ・感染拡大防止に係る個人防護具の購入費用（自作するときは、材料代等の作成費用） ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用	【申請受付終了】 R2.7/13～10/30 防止対策完了の日から30日を経過した日（郵送の場合は当日の消印有効） ※ただし、当該補助金交付要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、施行後速やかに申請してください。	次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数は切り捨て） (2)宿泊施設全体の客室数に一室あたり2万円を乗じて得た額	竹原市　地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL：0846-22-7745

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
竹原市	補 竹原市新型コロナウイルス感染症交通事業者支援事業補助金	竹原市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市内の交通事業者に対し、予算の範囲内で、車内及び船内での感染拡大防止対策に要する経費を補助。	・竹原市内に本社若しくは営業所を置くバス事業者又は市が業務を委託しているバス事業者 ・市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 ・市内に事務所を置くフェリー事業者	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに実施したもの ・マスク・消毒液などの購入費用 ・パーテーション等の感染防止設備の整備費（自作するときは、材料代等の作成費用） ・その他車内及び船内での感染拡大防止に係る費用	【申請受付終了】 R2.7/28～R3.1/30 防止対策完了の日から30日を経過した日（郵送の場合は当日の消印有効） ※ただし、当該補助金交付要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、	次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数は切り捨て） (2)バス事業者の場合：運行乗合バス又は貸切バス（市内営業所に配置されているものに限る。）車両のうち、令和2年4月1日時点において、市内で運行する車両（旅客を運送している車両に限る。）数に3万円を乗じて得た額 　タクシー事業者の場合：令和2年4月1日時点において、市内で運行する車両（旅客を運送している車両に限る。）数に1万円を乗じて得た額 　フェリー事業者の場合：令和2年4月1日時点において、運航する船舶数に5万円を乗じて得た額	竹原市 総務企画部企画政策課 TEL：0846-22-0942
	補 更新 竹原市新型コロナウイルス感染症飲食事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症に係る飲食店での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、店舗内での感染防止対策に要する経費を補助	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による都道府県知事の許可（飲食店営業及び喫茶店営業に限る。）を得た者で広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言をしている者のうち、竹原市内で営業を営む者	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から~~令和2年12月25日~~令和3年1月27日までに実施したもの ・感染拡大防止に係る個人防護具の購入費用（自作するときは、材料代等の作成費用）・感染拡大防止設備の整備費　・感染拡大防止に係る施設改修費　・その他感染拡大防止に係る費用	R2.9/30～R3.~~1/24~~ 2/26 防止対策完了の日から30日を経過した日（郵送の場合は当日の消印有効） ※ただし、当該補助金交付要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、施行後速やかに申請してください。	（1）補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数は切り捨て） （2）運営する飲食店舗数に1店舗当たり5万円を乗じて得た額	竹原市　地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL：0846-22-7745
	補 更新 竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金	竹原市では、新型コロナウイルス感染症の市民への感染拡大を防止するため、市内の医療機関等に対し、施設内での感染防止対策に要する経費を補助	竹原市内の病院、診療所及び歯科診療所、調剤薬局、施設・居住系サービスを運営する介護事業者、居住系サービスを運営する障害福祉サービス事業者等	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から~~12月25日~~令和3年1月27日までに購入・実施したもの （業者の都合等により納期が遅れる場合は、担当までご連絡ください。） ・ガウン，ゴーグル等の個人防護具の購入費用（自作するときは、材料代等の作成費用） ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用	R2.6/5～R3.~~1/24~~2/26	補助対象経費の合計額(1,000円未満切捨)とし、次に掲げる額を限度とする ・病院：50万円 ・診療所及び歯科診療所：20万円 ・調剤薬局：10万円 ・施設・居住系サービスを運営する介護事業者：20万円 ・上記以外の介護事業者：10万円 ・居住系サービスを運営する障害福祉サービス事業者：20万円 ・上記以外の障害福祉サービス事業者：10万円	竹原市 福祉部健康福祉課健康対策係 （保健センター） TEL：0846-22-7157 竹原市　福祉部健康福祉課介護福祉係 TEL：0846-22-7743 竹原市　福祉部健康福祉課障害福祉係 TEL：0846-22-7743
	補 ひろしまシフトツーリズム事業補助金	本市への移住希望者の来訪を促進させ，本市への移住へ結びつけるため，移住希望者が交流・活動・滞在するための受入環境整備の費用の一部について予算の範囲内において補助。	竹原市内において，移住希望者が交流・活動・滞在するための受入環境整備を行う者	次に掲げる経費のうち、移住希望者を惹きつける機能を付するための受入環境整備に要する経費とします。 ・移住体験に必要となる施設の改修費 ・通信機器等の設置費等 ・その他移住体験に必要と認める経費	・補助対象事業を令和3年3月15日までに完了すること ・補助対象事業が完了したときは，完了した日から30日を 経過した日 又は補 助金の 交付 決定を 受けた 翌会計年度 の4月10 日のい ずれか 早い 日まで に，実績報告書を提出すること R2.11/1～	・補助率：補助対象経費の1/2 ・補助金額：上限100万円（1,000円未満の端数が出た場合は切り捨て）	竹原市 総務企画部企画政策課 TEL：0846-22-0942
三原市	給 事業継続支援給付金事業	感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し，店舗や事業所の継続を支援するため，一律で給付金を支給することにより事業継続を支援	右の募集対象分野に当てはまる方	令和2年4月30日時点で市内に事業所等を有する法人又は個人事業主（以下「事業者」）で、下記(1)～(3)のいずれにも該当する事業者が支給の対象になります。 (1)三原税務署へ営業所得の申告がなされている事業者。もしくは令和2年1月1日～4月30日の間に個人事業の開業届が三原税務署へ提出されている新規事業者。（法人の新規事業者については、令和2年4月30日時点で法人設立登記が完了していること。） (2)市税の滞納がない事業者　　(3)反社会的勢力でない事業者 医療法人、社会福祉法人等でも事業所得（営業所得）の申告がなされている者は対象となります。また、大企業も対象です。（ただし、宗教上の組織もしくは団体、政治団体は除きます。）	【申請受付終了】 R2.5/11～8/31	・1事業者につき5万円	三原商工会議所（三原地区） TEL：080-2901-9852 三原臨空商工会 本所（本郷・久井・大和地区） TEL：0848-86-2238 三原市 経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072
	給 雇用調整助成金等活用促進事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金のの申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所（注1）がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により，雇用調整助成金，緊急雇用安定助成金について，広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金，緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため，支払い済みの経費も対象となります。	R2.6/5～R3.2/28	・10 万円を上限に対象経費の全額を補助 （申請は1回限り）	三原市 経済部商工振興課 TEL：0848-67-6013
	補 新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，休業や営業時間の短縮等の要請により売上減少等の影響を受けている市内の事業者に対して，店舗賃借料の補助金を交付することで，事業者の経営支援及び事業継続を図ります。	1.市内に本店を有する法人若しくは市内に住所を有する個人 2.広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者 3.継続して1年以上事業を行うもの 4.店舗所有者と事業者が生計同一者若しくは2親等以内の親族または法人の代表者でないこと	■補助対象費：店舗の賃借料	【申請受付終了】 R2.5/11～9/30	店舗の賃借料（共益費その他の経費を含む。）の2分の1以内で，月額5万円を限度とし，令和2年4月分から9月分までの間のうち連続した3か月分（上限15万円	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072
	給 経営支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症により売上が減少し，広島県等の融資制度を活用する市内事業者に対して，事業者の経営支援及び事業継続を図るため，給付金を支給します。	○三原市内に住所及び事業所を有する個人事業主，または市内に本店を有する法人 ○新型コロナウイルス感染症対策で，政府系金融機関または民間金融機関が実施する融資制度を活用していること ○市税の滞納がないこと		【申請受付終了】	・10万円 （1事業者につき1回限り）	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072
	給 観光交通事業者等支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている市内観光交通事業者等に対して，事業者の経営支援及び事業継続を図るため，給付金を支給	令和2年6月1日時点で，次のいずれかの許可を受けて，市内で事業を営んでいること。 ○旅館業法基づく旅館業の営業許可 ○海上運送法基づく一般旅客定期航路事業の許可 ○道路運送法基づく一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可	（1）旅館業 （2）一般旅客定期航路事業 （3）一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業	【申請受付終了】 R2.6/15～9/30	（1）許可を受けた客室数に2万円を乗じた額 （2）許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額 （3）許可を受けた車両数に5万円を乗じた額	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072
	補 店舗経営改善支援事業費補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備導入等に係る費用の一部を補助	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で，右記のいずれにも該当するもの	・広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店を宣言した者 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者 ・事業の開始日が広島県の緊急事態措置の発令日（令和2年4月18日）以前である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業，林業)またはB(漁業)以外に属する事業を営んでいる者 ・国，地方自治体，その他の団体の制度に基づく補助金，助成金その他の給付等を重複して受けていない者 ・市税の滞納がない者 ■対象経費：備品購入費，内装工事費，販売促進に要する広告宣伝費　など	R2.10/23～~~12/18~~⇒R3.1/29 【申請受付終了】	・補助率：3/4 ・補助金額：上限30万円 （下限5万円）※千円未満切り捨て ・補助対象事業期間：令和2年4月1日～令和3年~~1月31日~~⇒3月12日	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072 三原商工会議所（三原地区） TEL：0848-62-6155 三原臨空商工会（本郷・久井・大和地区） TEL：0848-86-2238

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
三原市	補 三原市小規模事業者持続化補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が，商工会議所または臨空商工会の助言を受けて作成した経営計画に基づき，販路開拓に取り組む費用の一部を補助。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で，次のいずれにも該当するもの ・国の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の交付決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	■対象経費：国の交付を受けた小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の補助対象経費（機械装置等費，広報費，展示会等出展費，旅費，開発費等）	R2.10/23～R3.3/31	・補助率：1/12（県と同率） ・補助金額：上限5万円 （共同申請の場合は，上限50万円） ・補助対象事業期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072 三原商工会議所（三原地区） TEL：0848-62-6155 三原臨空商工会（本郷・久井・大和地区） TEL：0848-86-2238
	補 中小企業者採用活動支援事業費補助金交付事業	市内の中小企業者がWebを活用した面接や説明会を実施する経費の一部を補助。	次のいずれにも該当するもの ・市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者 ・市税の滞納がない者	■対象経費：Web面接・説明会を行うためのWebサービス利用料，ソフトウェア利用料 ・Webカメラ・スピーカー・マイクの購入及びリースに関する費用 ・Web合同説明会への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等に係る委託料やソフト利用料 ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用	R2.10/15～R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助金額：上限10万円 ・補助対象事業期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6013
	補 商店街魅力向上支援事業費補助金交付事業	市内の商工団体や商店街組織等が，新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ，顧客増進や魅力向上のために行うイベント実施，情報発信，環境整備等に要する経費に対して補助金を交付。	・三原商栄会連合会を構成する商栄会組織 ・三原商工会議所もしくは三原臨空商工会の会員で構成する団体組織	■対象経費 ・イベント開催事業費（委託料，広告宣伝費，会場使用料等） ・情報発信事業費（ホームページ，SNS情報発信ツール，マップ作成等） ・環境整備事業費（備品購入費等）	R2.10/15～R3.3/31	・補助率：10/10 ・補助金額：上限1件につき100万円 ・補助対象事業期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日 ※令和2年10月1日以降に事業を開始し，令和3年31日までに事業を完了させる必要があります。	三原市　経済部商工振興課 TEL：0848-67-6072
尾道市	補 事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	（1）社会保険労務士 対象事業：雇用調整助成金の申請 （2）行政書士 対象事業：国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請	R2.7/6～R3.2/28	（1）社会保険労務士 ・補助額：上限10万円（補助率：10/10） ・補助回数：1事業者につき1回限り （2）行政書士 ・補助額：上限2.5万円（補助率1/2） ・補助回数：1事業者につき1回限り	尾道市　産業部商工課商政係 TEL：0848-38-9183
	給 事業継続特別支援金	令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給します。	【申請受付終了】 R2.7/6～11/30	・支給額：法人20万円、個人事業主10万円	尾道市　産業部商工課商工振興係 TEL：0848-38-9182
	補 経営環境改善支援補助金	新しい生活様式に適応した経営の維持・回復に取り組む中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	■取り組み内容 （1）新しい生活様式に適応した店舗等の改修 （2）インターネット販売システム構築 （3）感染防止対策、宣伝広告等のほか、新しいビジネス転換の取組 ※上記補助上限のいずれか一つでご利用いただけます。	【申請受付終了】 R2.7/10～~~9/30~~⇒8/11	・補助上限：（1）30万円 （2）20万円 （3）30万円	尾道市　産業部商工課商政係 TEL：0848-38-9183
	補 尾道市新規創業者家賃等支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者のうち、経営が不安定な新規創業者の賃料を支援することで、固定経費の負担を軽減し事業継続を支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、右記の要件をすべて満たすもの	(1)尾道市内に事業所を有し、事業収入を得ている中小企業者（個人事業主を含む） (2)2018年4月から2020年7月末までに創業していること (3)2020年3月～2020年11月の任意の1ヶ月の売上高が、前年同月比20%以上減少していること (4)今後も事業を継続する意思があること	【申請受付終了】 R2.8/21～12/28	■支援金額：直近1ヶ月に支払った事業所賃料の1／3×最大6か月 ※ 1ヶ月5万円を上限とし、最大30万円を一括支給 ■支援対象経費：事業所の賃料（家賃・地代）	尾道市　産業部商工課商工振興係 TEL：0848-38-9182
福山市	補 テイクアウト・デリバリー参入応援事業補助金	飲食店営業1類の許可を持つ事業者が，2020年（令和2年）4月1日以降に，新たに飲食店営業3類の許可を取得したうえで，テイクアウト・デリバリー事業に参入し，売上を確保するための取組経費を補助	市内に主たる事業所を有し，飲食業を営む中小企業者等 ※2020年（令和2年）4月1日以降にテイクアウト・デリバリー事業を開始する場合	(1)店舗等内装工事費 テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など (2)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費　・Prするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・Pr動画製作委託費　・Webサイト等製作委託費 ・看板・Pop・のぼり製作費　など (3)配送用車両等借上料 デリバリーバイク等のリース・レンタル料(最長4か月分) (4)梱包・包装資材等の購入費 テイクアウト・デリバリー用のはし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用　など	R2.5/18～7/31（8/1以降は、予算枠に達し次第終了）	・補助率：10/10 ・補助限度額：30万円	福山市　経済環境局産業振興課商業振興担当 TEL：084-928-1038
	補 デリバリー代行サービス応援事業補助金	飲食店営業3類の許可を持つ中小事業者等が，2020年（令和2年）4月1日以降の，「デリバリー代行サービス」等を利用する際の手数料等を補助	■市内に主たる事業者を有し，飲食業を営む中小企業者。 ■デリバリー事業を行うために必要な飲食店営業3類の許可を受けており，かつデリバリー代行サービスを2020年（令和2年）4月1日以降に利用する者	(1)デリバリー代行サービス利用に係る経費（2か月分） ▸タクシー会社が行うデリバリー代行サービスの手数料等 Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する手数料等 (2)デリバリー代行サービス利用に係る初期経費 ▸Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する初期登録料等	R2.5/18～7/31（8/1以降は、予算枠に達し次第終了）	・補助率：1/2 ・補助限度額：10万円 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ※補助対象期間内の2か月分まで	福山市　経済環境局産業振興課商業振興担当 TEL：084-928-1038
	補 採用活動支援事業補助	市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接および説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内で経費の一部を助成	市内に住所及び事業所を有する、大企業、中小企業、個人等	＜対象事業費の例＞ ・Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料もしくはソフト利用料（導入費，継続費） ・Web合同説明会等への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等にかかる委託料や動画制作のためのソフト利用料（導入費，継続費） ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用にかかる費用 〇ハードウェアに関する費用〇通信料〇Web面接や説明会を伴わない就職支援Webサービス等への掲載や登録費用等	R2.5/18～8/20 【申請受付終了】	・補助率：10/10 ・補助限度額：10万円	福山市　経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL：084-928-1040
	補 福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の，申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	（1）広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 （2）（1）に付随する経費 （3）その他市長が必要と認めた経費	R2.5/18～R3.2/26（延期）	・補助率：10/10 ・補助限度額：10万円	福山市　経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL：084-928-1040
	福山市テレワーク推進事業 補 更新 福山市テレワーク利用推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に，市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では，市内企業にお勤めの方が，宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業（事業所）から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。	~~（第1次）R2.5/25～12/31まで延期~~ （第2次）R3.1/22～13/26	補助額：1回あたり3,000円	福山市　経済環境局経済総務課 TEL：084-928-1215
	福山市テレワーク推進事業 補 テレワーク推進事業実施宿泊施設衛生管理費補助制度	福山市テレワーク推進事業の対象となった宿泊事業者には，施設の衛生管理に係る経費の一部について，補助。	本市へ納付すべき市税の滞納がなく，福山市テレワーク推進事業の対象となる宿泊事業者	・対象経費 補助対象期間内に係る経費のうち，施設等の消毒や清掃，衛生管理のための消耗品や備品に要した経費 ・補助対象期間 令和2年4月1日～8月31日まで	【申請受付終了】 R2.9/1～9/30	・補助率：事業実施に係る経費の四分の3/4以内 ・補助上限額：30万円）	福山市　経済環境局経済総務課 TEL：084-928-1215
	給 福山市スタートアップ事業者応援給付金	新型コロナウィルス感染症の流行を受け，創業間もない福山市内の事業者に対して、福山市内に有する事業所等の賃借料等の固定費の一部を支援	福山市内に登記上の主たる事業所又は本店を有する中小企業者（ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く）。個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書における納税地が福山市である個人事業主。 かつ、右記要件を満たすこと。	・事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の開始日（2020年4月8日）以前であり、かつ2020年1月1日以降である者 ・日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事業を営む者 ・給付対象として申請した経費に関して、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（給付金等）から給付を受けていない者 ・給付金の支給決定後も事業を継続する意思がある者 【対象経費】 次のア～ウの経費において，申請事業者が2020年3月1日（日）から2020年5月31日（日）までにおいて実際に支払った経費 ・ 家賃　・ 土地利用料　・ 事業に必要な機器等のリース料	【申請受付終了】 R2.6/22～9/30	・支給限度額　30万円 ・支給率　10/10	福山市　経済環境局産業振興課 TEL：084-928-1039

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2日現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
福山市	補 福山市特定離職者雇用促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職者や内定取消者を新たに雇い入れ，市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し，支払った賃金に対して補助します。	・福山市内に事業所がある事業者 ・2020 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に対象となる離職者（労働者）を雇い入れ、継続して雇用する意思がある ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金 を 受けていない ・風営法第2条に規定する事業を営んでいない ・市税の滞納がない	【対象となる労働者】 （離職の要件） ・2020 年 1 月 24 日以降に，新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した 市内に居住する人（雇用先の倒産・休業，解雇，内定取消し，個人事業主の廃業等） （雇用要件） ・原則，雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法，厚生年金保険法，雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が 30 時間以上 ・2020年 4 月1 日～同年9月30日に雇用された方	R2.6/22～R3.2/28	・補助期間　雇用後、最初の6か月 ・補助金額1人あたり（上限）60万円 （月額上限10 万円 × 3 か月 × 2 期） ・申請人数（上限） 1事業者につき5人まで	福山市 経済環境局産業振興課 TEL：084-928-1040
	補 福山市感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け，感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して，感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日（2020年（令和2年）4月18日）以前である ③日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事 業を営んでいるなど	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため設備の購入及び改修に当たり必要となる備品購入若しくは店舗等内改装に係る経費 （1）対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立，カーテン等購入費 （2）従業員間の濃厚接触を避けるための衝立，カーテン等購入費 （3）ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費 （4）カウンター及びテーブルの改修費 （5）換気設備（換気扇，空気清浄機（1台まで），網戸等）の購入及び整備費 （6）来客者の体温を測定するサーモカメラ（1台まで），非接触型検温器具（1台まで）の購入費など （7）非接触型の給排水設備の導入費	【申請受付終了】 R2.7/1～9/30	・補助額：上限30万円（下限5万円） ・補助率：3/4	福山市　経済環境局産業振興課 TEL：084-928-1039
	補 New 第2次福山市感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け，感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して，感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助 【申請時の注意点】 ・福山市感染症対策設備導入支援事業補助金を利用した事業者は対象外です。 ・クレジットカードを利用した場合，2021年（令和3年）2月26日までに口座からの引き落としが完了している経費のみ対象とします。 （※これからお支払いを行う場合は，現金又は口座振込を推奨します。） ・空気清浄機については，空気を循環させるものを対象とし，オゾン発生器や次亜塩素酸噴霧器など空間に散布させるタイプのものついては対象外です。また空気清浄機能を主たる機能としているもののみを対象とします。 （※空気清浄機能付きエアコン・空気清浄機能付き扇風機などは対象外です。） ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申請にご協力ください。 （※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到着を確認できる方法でご郵送ください） ・手形・小切手・PayPay等のキャッシュレス決済（クレジットカードを除く），各種商品券，金券等により支払った経費は対象外となります。	以下の(1)～(10)を満たす中小企業，小規模事業者または個人事業主 (1)法人においては，福山市内に本店または支店がある者 (2)個人事業主においては，福山市内で事業を行っている者 (3)福山市の市税完納証明書が発行できる者 (4)日本基準産業分類の大分類A（農業・林業）またはB（漁業）以外に属する事業を営む者 (5)飲食店の場合，広島県の「広島積極ガード店」に登録し，登録を証するステッカーを店内に掲示している者 (6)飲食店以外の事業者の場合，広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入し，係るQRコードを店内等に掲示しており，かつ新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の発行を受け，係る宣言書を店内等に掲示している者 (7)福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）e-ラーニングを修了し，係る修了証を店内等に掲示している者 (8)暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等，社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者 (9)補助対象として申請した経費に関して，国，県，市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金など）から補助を受けていない者 (10)福山市感染症対策設備導入支援補助金を利用していない者	(1)対面式の営業を行う際のアクリルパーテーション，カーテン等の導入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立，カーテン等の導入費 (3)ソーシャルディスタンス確保のための床表示の導入費 (4)換気設備（換気扇，網戸，空気清浄機（1台まで））の購入及び設置費 (5)来客者の体温を測定するサーモカメラ（1台まで），非接触型検温器具（1台まで）の購入費 (6)非接触型の給排水設備の導入費（非接触型消毒液噴霧器，手洗い，トイレ排水の非接触化） (7)カウンター及びテーブルの改修費（新規購入を除く） 【注意点】 ・空気清浄機については，空気を循環させるものを対象とし，オゾン発生器や次亜塩素酸噴霧器など空間に散布させるタイプのものついては対象外です。また空気清浄機能を主たる機能としているもののみを対象とします。（※空気清浄機能付きエアコン・空気清浄機能付き扇風機などは対象外です。） ・マスク，フェイスシールド，消毒液，手袋，石鹸などの消耗品・扇風機・サーキュレーターについても対象外です。	R3.1/12～2/26 ※申請は先着順で受理し、申請額が予算枠上限に達し次第終了。	・補助額：上限30万円（下限5万円） ・補助率：3/4	福山市　経済環境局産業振興課 TEL：084-928-1039
	補 課題解決型経営基盤強化支援事業補助金	◆ 在庫管理や受発注，工程管理等のシステムを導入したい ◆ IT，IoTを活用した倉庫や輸送など物流を共有化したい ◆ 非効率機器を更新したい など，新型コロナウイルス感染症の流行を受け，生産性の向上や経営 基盤の強化を目的とした事業課題の解決や固定費削減のための取組に 係る経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	課題解決や生産性向上のための取組に係る経費 (1) IT・IoTの導入 (2) レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (3) 顧客回転率や顧客管理精度の向上を目的としたシステムの導入 (4) 作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (5) その他固定費の削減に資する取組	【申請受付終了】 R2.7/1～9/30	・補助額：上限50万円 ・補助率：2/3	福山市 経済環境局産業振興課 TEL：084-928-1039
	補 事業オンライン化支援事業補助金	◆ WEB会議やテレワークの実施に係るサービスを導入したい ◆ オンライン化に係るコンサルティングを依頼したい ◆ オンライン販売促進用のWEBサイトを制作したい など，新型コロナウイルス感染症の流行を受け，インターネットを利用した非接触型の販売方法の導入及び強化等，オンライン化にかかる経費 の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外 に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	業況好転のためのオンライン化にかかる経費 (1) 非対面型ビジネスモデルへの転換 (2) テレワーク環境の整備	【申請受付終了】 R2.7/1～9/30	・補助額：上限50万円 ・補助率：2/3	福山市 経済環境局産業振興課 TEL：084-928-1039
	補 New 福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け，感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の飲食店の方に対して，感染症拡大防止に必要な衛生用品購入等に係る経費の一部を補助するものです。	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で，右記に掲げる条件を満たす者とする。ただし，みなし大企業は除く。	（1）法人においては，福山市内に本店又は支店がある者 （2）個人事業主においては，福山市内で事業を行っている者 （3）飲食店の営業許可証の写しが提出できる者（飲食店営業許可1類，飲食店営業許可3類，喫茶店営業許可のいずれかを有し，客室があること） （4）福山市の市税完納証明書が提出できる者 （5）福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）eラーニングを受講し，係る修了証を店内等（利用者から閲覧可能な場所）に掲示している者 （6）広島県の「広島積極ガード店」に登録し，登録を証するステッカーを店内（利用者から閲覧可能な場所）に掲示している者 （7）暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等，社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者 （8）補助対象として申請した経費に関して，国，県，市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者	R3.2/1～3/10	・補助限度額：10万円 ・補助率：3/4 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ・対象経費：消毒費用、飛沫対策費用、清掃費用、その他の衛生管理費用 ・補助対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月10日	飲食店衛生費補助金事務局 TEL：090-1471-7558

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金　給 給付金　New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合せ先
府中市	給 府中市事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しているものの、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して給付金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	（1）令和2年1月から12月までの期間中、申請する日が属する月の前月までの売上で前年同月比20%以上50%未満減少した月があり、かつ、50%以上減少した月がない大企業以外の者であること。 （2 ）国の持続化給付金の対象とならない者であること。 （3）直近の事業年度の売上が240万円以上であること。 （4）市税等の滞納がない者であること。	～R3.2/27	一律20万円（※1事業者につき1回のみ）	府中市　経済観光部商工労働課商工振興係 TEL：0847-43-7190
府中市	補 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。 また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	（1） 休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 （2） 社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給（※中小企業・小規模企業者のみ）。		（1）ア 中小企業・小規模企業者：上限50万円 イ 大企業：上限100万円 （2）上限10万円	府中市　経済観光部商工労働課商工振興係 TEL：0847-43-7190
府中市	補 府中市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料助成金	広島県感染拡大防止協力支援金の交付を受けた事業者で、店舗賃借料の支払いがある事業者に対して、助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	1 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者であること。 2 市内に店舗（事業を営むための建物）を賃借し、事業を営んでいること。 3 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人が行う事業であること。 4 助成金の交付の決定を受けた日から継続して1年以上事業を行う見込みがあること。 5 店舗の所有者が、賃借する事業者と生計を一にしている者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体でないこと。 6 市税等の滞納がないこと。	【申請受付終了】 ～R2.9/30	令和2年4月分の店舗の賃借料（駐車場使用料、共益費等も含む）について上限20万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）	府中市　経済観光部商工労働課商工振興係 TEL：0847-43-7190
府中市	補 府中市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料助成金	広島県感染拡大防止協力支援金の交付を受けた事業者で、店舗賃借料の支払いがある事業者に対して、助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	1 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者であること。 2 市内に店舗（事業を営むための建物）を賃借し、事業を営んでいること。 3 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人が行う事業であること。 4 助成金の交付の決定を受けた日から継続して1年以上事業を行う見込みがあること。 5 店舗の所有者が、賃借する事業者と生計を一にしている者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体でないこと。 6 市税等の滞納がないこと。	【申請受付終了】 ～R2.9/30	令和2年4月分の店舗の賃借料（駐車場使用料、共益費等も含む）について上限20万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）	府中市　経済観光部商工労働課 商工振興係 TEL：0847-43-7190
府中市	補 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・イいずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア）飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ）飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	～R3.3/31 ◆ 助成対象期間 令和2年4月1日又は申出完了通知日から令和2年10月31日までの内、最長3か月間。	対象経費の2分の1以内で、上限20万円（税抜き）。	府中市　経済観光部商工労働課 商工振興係 TEL：0847-43-7190
府中市	補 New 府中市新型コロナウイルス感染防止対策補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも防止対策として設備導入を行っている事業者に対して、経費の一部を補助します。	(1)日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事業を営む者であること。 (2)市内に事業所を有する者であること。 (3)市税等の滞納のないこと。	補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための府中市内の事業所の設備の導入や備品購入、改装等にかかる経費としています。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 （補助対象経費） 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに購入し、設置した感染防止対策設備	R2.11/25～R3.3/19	・補助率：3/4 ・補助金額：上限20万円 （上限額に達するまで複数回申請可能）	府中市　経済観光部商工労働課商工振興係 TEL：0847-43-7190 府中商工会議所 TEL：0847－45－8200 上下町商工会 TEL：0847－62－3504
三次市	給 事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するための給付金を支給	市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主（フリーランス含む）	・令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者 ・広島県感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者 ・三次市介護保険居宅サービス事業所支援金を受給していない事業者 ・主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象。	R2.5/18～6/30（7/31まで延長） 【申請受付終了】	・補助限度額：10万円	＜申込み窓口＞ みよしまちづくりセンター（1階ぺぺらホール） ＜問合せ先＞ 三次市　産業振興部商工観光課 TEL：0824-62-6171
三次市	補 中小企業経営持続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続に向けて、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取組等に対する経費の一部を助成	三次市内の中小企業者	〇感染防止対策 消毒液・マスク・空気清浄機・換気扇・飛沫防止板などの購入・設置経費 〇営業形態転換・拡大 テイクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や備品・設備などの購入に係る経費 〇販路開拓・拡大 新業態の取組に必要な営業許可などの取得経費、YouTubeなどへアップロードするための動画作成にかかる経費、新たな商品開発等に係る経費 〇宣伝広告 ホームページ、チラシなどの作成や新聞折込などに係る経費	R2.4/22～7/31 【申請受付終了】	・補助率：3/4 ・補助上限：30万円（千円未満の端数は切り捨て） ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。	＜問合せ先＞ 三次市　産業振興部商工観光課商工労働係 TEL：0824-62-6171 E-mail：shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp
三次市	補 三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	(1)三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類を社会保険労務士に委託をした事業者 (3)雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。（消費税及び地方消費税に相当する額を除く） 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費　など	～R3.3/1	1事業者　上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率：補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市　産業振興部商工観光課商工労働係 TEL：0824-62-6171
三次市	給 New 三次市飲食事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会食自粛や忘・新年会のキャンセルが相次ぐ等、特に事業経営に影響を受けている飲食店事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するために給付金を支給します。	右記のすべてを満たす事業者	(1)前年の事業収入（売上）が120万円以上あり、令和2年11月から令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較し30%以上減少している市内の飲食事業者（法人または個人事業主） (2)市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主 (3)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること (4)広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店 (5)広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者 (6)令和元年（法人は前事業年度）確定申告又は住民税申告をしている事業者	R3.1/22～2/28	・上30%以上40%未満減少：10万円 ・売上40%以上50%未満減少：15万円 ・売上50%以上減少：20万円 ※複数の店舗を展開する事業者等にあっては、店舗ごとに交付対象とする	三次市　産業振興部商工観光課商工労働係 TEL：0824-62-6171

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

所掌	事業の名称（補 補助金・助成金　給 給付金　New 新着情報）	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
庄原市	給 中小企業者等事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し、事業を継続していただくために応援給付金を支給します。	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年6月までのうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者 (2)令和2年4月30日以前に開業した法人(公共的法人を除く)または個人事業者で、前年の確定申告において120万円以上の事業収入を得ていること (3)主たる収入としての事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 (4)国の持続化給付金の給付を受けていない(受ける予定のない)事業者 (5)市税の滞納がない事業者	R2.5/22～8/31 【申請受付終了】	・一律10万円 （1事業者につき1回限り）	庄原市　企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
	補 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	新型コロナウイルス感染拡大の予防対応等のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続のための取り組みに対して必要な経費を補助	市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等	■対象経費 消耗品・印刷製本費・通信運搬費・広告料・手数料・委託費・工事費・備品購入費・賃貸料	【申請受付終了】 R2.5/22～12/25	・補助率：3/4 ・補助限度額：30万円 ※補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て	庄原市　企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。	R2.6/10～R3.2/28	・補助率：10/10 ・補助額最大：10万円 （1事業者につき1回限り） ※千円未満は切り捨てです。	庄原市　企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
大竹市	補 大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金（雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り）を交付します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 (2)の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費	～R3.3/1	・補助率：10/10 ・補助額最大：10万円 （1事業者につき1回限り） ※千円未満は切り捨てです。	大竹市　総務部産業振興課商工振興係 TEL:0827-59-2131
	給 大竹市事業継続支援金	大竹市では,新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、市内に事業所を有する中小事業者の事業継続を支援するため、1事業者10万円の支援金を交付する事業を実施します。	大竹 市内に本社・本店 1がある 又は本社・本店 は 大竹 市外 であるが 店舗 が 市内に ある（ ｻｰﾋﾞｽ業 及び小売業に限る）	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までの期間のうち、いずれかの1か月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30％（小数点以下切り捨て）以上減少し、その減少額が10万円以上の者 (2)事業収入 を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していないこと ※事業所得 収入 が対象で、雑所得や給与所得は該当しない。	【申請受付終了】 R2.6/1～R3.2/1	・1事業者：10万円	【申請に関する問合せ】 大竹商工会議所 TEL:0827-52-3105 【入金に関する問合せ】 大竹市 総務部産業振興課 TEL:0827-52-2131
東広島市	補 東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料	R2.5/1～	・補助率：10/10 ・補助額：最大10万円 （1事業者につき1回限り） ※千円未満は切り捨てです。	東広島市　産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 東広島市連携型プロジェクト支援事業補助金	新型コロナウイルスにより従来の経済活動が縮小する中においても、売上や雇用の維持に向けて5者以上の事業者が連携して取り組むプロジェクトに対して、補助金を交付。	・商工会議所等（東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会または安芸津町商工会） ・商店街等（一定の地域において小売業やサービス業に属する事業を営む者で組織された組合や団体など） ・中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有し、かつ、業務歴が3か月以上の者	・連携型プロジェクトの実施に伴い共同で使用する経費 印刷費、通信費、広告宣伝費、委託料、既存設備改修費、ソフトウエア改修費、人件費（事業実施に伴い、新たに雇用したアルバイト従業員等の給与（1時間あたり950円を上限）に限る。）その他市長が必要と認める費用	R2.5/1～ (2次)R2.7/30～8/28 【申請受付終了】 (3次)R2.9/16～10/21	・補助率：10/10 ・補助額：100万円 （下限額20万円）	東広島市　産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 東広島市ビジネスモデル転換支援事業補助金	既存ビジネスの在り方を転換し、衛生用品の新規製造や飲食店等におけるサービス提供方法の変更等、売上・雇用の維持に向けて新たな取組を実施する方を応援します。	・東広島市内に事業所を有しており、業務歴が3か月以上の中小企業者 ・市税の滞納がない者 ・実施内容が、国・地方公共団体等の補助金等の給付に重複していない者	・消耗品費、通信費、広告宣伝費、既存設備改修費、ソフトウェア改修費、その他市長が必要と認めた経費	【申請受付終了】 R2.5/1～10/21	・補助率：10/10 ・補助額：最大20万円 （申請は1回限り）	東広島市　産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援		各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します（上限額あり）。	東広島市　産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 東広島市消費喚起支援事業補助金（東広島市消費喚起キャンペーン）	地域のお店を知ってもらい、消費を喚起するために、割引や値引き等のキャンペーンを実施する中小企業、個人事業主を支援します。	(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有し、かつ、市内において業務歴が3か月以上の者 (2) 市税の滞納がない者	補助対象経費 ・ 割引、値引きに関する経費（商品等代金の20％以内とする） ・ 景品・粗品等に関する経費（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号を遵守すること） ・ 宣伝等にかかる経費（印刷製本費等、役務費（広告宣伝費等））※申請額の2分の1を限度とする ・ その他市長が必要と認める経費	【申請受付終了】 R2.8/4～9/30	20万円 を上限に対象経費の全額を補助	東広島市　産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 東広島市テナントオーナー支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているテナント事業者や空き店舗の新規入居者の家賃等の減額に協力するテナントオーナーに対する補助制度を創設	市内に補助対象物件を所有し、市税の滞納がない人	(1) 入居者が新型コロナウイルスにより大きな影響を生じ、オーナーが減額した物件 ※令和2年4月から同年12月までの間に新型コロナウイルスの影響等で、入居者の1か月の売上金額が前年同月比で▲30%以上～▲50%未満であること。ただし、国の家賃支援給付制度の適用となる物件を除きます。 (2) 新型コロナウイルスの影響により空き物件となり、新規入居を促進するため、新規入居者の賃料を減額した物件 (3) (1)及び(2)については、いずれも1か月当たりの家賃20%以上の減額を条件とします。また、令和2年4月分から同年12月分の期間のうち、1か月分～3か月分を減額していること。 (4)賃貸人と賃借人が配偶者または1親等は対象外とします。	R2.9/10～12/15 【申請受付終了】	・補助率：減額した家賃に2/3を乗じた金額（千円未満の端数切捨） ・補助上限額：1物件当たり60万円（月額20万円×最大3か月分） ＊複数物件を申請した場合、1オーナー当たり1,000万円が上限。	東広島市テナントオーナー支援事業事務局【東広島商工会議所4階 大会議室】 TEL:082-420-0303

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
東広島市	補 New 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているテナント事業者の事業継続を支援するため、家賞等の負担を減額する補助制度を創設。	右記の（1）から（4）を全て満たす中堅企業・中小企業等	(1) 市税の滞納がなく、市内において自ら営む事業のために家賃などを支払っている者 (2) 令和2年12月から令和3年2月の売上高について、新型コロナの影響などにより、直近1か月で前年同月比が50%以上減少または連続する直近3か月の平均売上高が前年同期比で30%以上減少していること。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満で、前年の売上高等を比較できない場合は、直近1か月の売上高が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高と比較して、30%以上減少していること (3) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払済みであること (4) 広島県が実施する「広島積極ガード店」（飲食業）または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」（全業種）に登録していること。	R3.2/1～3/12	テナント事業者が店舗等の賃料として支払った令和3年1月分から同年3月分までの家賃等（消費税を除き、千円未満切り捨て）。また、次の条件により補助金上限額を設定します。 補助対象要件にかかる条件 / 減少率 / 補助額 1 該当月の直近1か月と前年同月比の売上高を比較 / 70%以上 / 15万円／月（3か月最大 45万円） 2 該当月の直近1か月と前年同月比の売上高を比較 / 50%以上から70%未満 / 10万円／月（3か月最大 30万円） 3 該当月の直近連続3か月の平均売上高と前年同期の平均売上高を比較 / 30%以上 / 10万円／月（3か月最大 30万円） ※ 業歴3か月以上1年1か月未満で、前年の売上高等を比較できない場合 4 該当月の直近1か月の売上高と、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高を比較 / 30%以上 / 10万円／月（3か月最大 30万円）	東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局【東広島商工会議所4階 大会議室】 TEL：082-420-0303
	補 New 商店街等復興支援事業補助金	新型コロナウイルスの感染拡大の影響やクラスターの発生の風評被害等により、著しく売上が減少した商店等が集積する地域（復興支援対象区域）で3密を回避して行うイベント等に対する経費等を支援します。	右記の事業者等	(1)復興支援対象区域（※1）を所管する商工会議所等（東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会又は安芸津町商工会） (2)商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合 (3)上記（2）に準ずる団体で市長が適当と認める団体等 (4)復興支援対象区域を拠点として活動する3以上の事業者（※2）等で構成する団体等 ※1 復興支援対象区域については、市産業振興課にお問い合わせください。 ※2 事業者とは中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で市税に滞納がないこと。	R3.2/1～	・補助上限額 （1）、（2）、（3）：200万円（下限額：40万円） （4）：50万円（下限額：10万円） ・補助率：いずれも補助対象経費の10/10 ・補助対象経費：印刷費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、委託料、既存設備改修費、ソフトウエア改修費、人件費（事業実施に伴い、新たに雇用したアルバイト従業員等の給与（1時間あたり950円を上限）に限る。）、その他市長が必要と認める費用。ただし、食材費、PC・大型モニター・汎用ソフトウエアなどのOA機器、機械・工具類、設備投資費（新規のもの）は対象外。	東広島市　産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
廿日市市	補 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	(1)廿日市市内に事業所を有している中小企業者 (2)雇用調整助成金の支給決定を受けている方 (3)雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 (4)市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費	R2.5/20～R3.2/28	・補助率：10/10 ・補助額：最大20万円	廿日市市　環境産業部産業振興課 TEL：0829-30-9140
	補 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金	市内宿泊施設において、安全・安心な宿泊サービスを提供するため、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（PDFデータ）」を踏まえた感染拡大防止対策に取り組む宿泊施設を支援します。	(1)旅館業法の営業許可を受け、市内に宿泊施設を有する事業者 （風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型性風俗特殊営業の届出を必要とするものを除く） (2)住宅宿泊事業法に基づく届出をし、市内で住宅宿泊事業を営む事業者	感染防止に必要な消耗品及び備品の購入や、設備設置（施設改修を含む）に要する経費で、令和2年4月1日以降に実施したもの。 （補助対象期間：令和2年4月1日(水)～9月30日(水)）	R2.7/6～10/9 【申請受付終了】	・補助率：10/10 ・補助上限額 （宿泊施設の定員）100人未満： 10万円 （宿泊施設の定員）100人以上200人未満：20万円 （宿泊施設の定員）200人以上：30万円	廿日市市 環境産業部観光課 TEL：0829-30-9141
	補 廿日市市中小企業者等家賃補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、事業の運営に支障を生じている中小企業者等の事業の継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている土地または建物の家賃（賃料）を補助。	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者および個人事業者で、右記に示すすべての要件を満たす者	(1)令和2年4月1日現在において、法人の場合は廿日市市内に本店の登記をしている者、個人事業者の場合は廿日市市内に住民登録または事業所がある者 (2)令和2年3月31日以前から、賃貸借契約により、事業用として借り受けている土地または建物がある者 (3)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月または令和2年5月のいずれかの月の売上が前年同月と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少している者（ただし、令和2年5月の売上が前年同月と比較して、50パーセント以上減少している場合は除きます。） (4)令和2年4月および令和2年5月分の賃料の支払実績がある者 (5)申請日時点において事業活動を実施しており、今後1年以上事業を継続する予定である者　など 補助対象者が、令和2年4月分および令和2年5月分に係る家賃として支払った額です	R2.8/17～11/30※当日消印有効 【申請受付終了】	・補助率：2/3（土地または建物の家賃） ・上限額：20万円（1カ月あたり10万円） ※申請は1事業者につき1回限りです ※各月とも、1,000円未満の端数は切り捨てとなります ※消費税および地方消費税、共益費および管理費を含みます	廿日市市　環境産業部しごと共創センター 中小企業者等家賃補助金等担当 フリーダイヤル：0120-339-300
	補 新しい生活様式に取り組む事業者応援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、販路拡大・生産向上及びこれらに対応するための『新しい生活様式』の実践に主体的に取り組む市内の事業者を応援する補助金	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けているもの （売上高減少のほか、感染症対策による経費増大等の影響も含む） ②廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの ③令和2年3月31日以前より市内に店舗、工場、営業所を開設し、今後1年以上事業を継続する予定であるもの	①販路拡大や生産性向上などの取り組みを行うため、商工会・商工会議所の指導・助言を受けながら事業計画を策定すること。また、必要に応じて専門家のアドバイスを受けること。 ②BCP（事業継続計画）の策定に努めること、もしくはBCPセミナーを受講すること。 ＜対象外者＞ ・国、県、市及びその他自治体の類似制度により既に補助を受けているもの ・性風俗関連特殊営業、賭博等、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの ・一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、任意団体等	【申請受付終了】 R2.9/1～11/30⇒10/20 ※予算の上限に達した場合には、上記の期間中でも事業を終了することがあります	・補助金額：1事業者当たり20万円 ・補助率：補助対象経費の10/10	廿日市商工会議所 TEL：0829-20-0021 佐伯商工会 TEL：0829-72-0690 大野町商工会 TEL：0829-55-3111 宮島町商工会 TEL：0829-44-2828
	給 新しい生活様式の普及協力支援金	「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図りながら事業継続に取組む市内の中小企業者等（個人事業主を含む）の皆さまに対し、支援金を支給	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、右記のすべての要件を満たすもの	①　新型コロナウイルス感染症の影響を受けているもの （売上高減少のほか、感染症対策による経費増大等の影響も含む） ②　廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの ③　令和2年3月31日以前から市内に店舗、工場、営業所を開設し、今後1年以上事業を継続する予定であるもの ④　市税を滞納していないもの ⑤　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	R2.8/3～10/30 ※予算の上限に達した場合には、上記の期間中でも事業を終了することがあります	・支給額：1事業者当たり10万円 ※1回のみ、事業所数に関わらず一律10万円	廿日市商工会議所 TEL：0829-20-0021 佐伯商工会 TEL：0829-72-0690 大野町商工会 TEL：0829-55-3111 宮島町商工会 TEL：0829-44-2828
安芸高田市	給 安芸高田市事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業要請等の影響により、売上・事業収入が減少となっている市内事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市事業継続応援金を給付	安芸高田市に住民票がある者が経営する中小企業・個人等	新型コロナウイルス感染症拡大に影響により、令和2年2月から6月までの期間のうち、いずれかひと月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少している事業者で、令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者	R2.5/18～7/31 【申請受付終了】	・25万円 （1事業者1回限り）	安芸高田市商工会 TEL：08236-42-0560 安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL：0826-47-4024
	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外	～R3.2/28まで	・補助率：10/10 ・補助額：最大10万円	安芸高田市　産業振興部商工観光課 TEL：0826-47-4024

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）	給付・補助金額等	問合先
江田島市	補 江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを 社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託した者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等	R2.6/19～R3.2/28	・補助率：補助対象経費の全額 ・補助額：・10万円を上限	江田島市　産業部交流観光課 TEL：　0823-43-1644 江田島市商工会 TEL：　0823-42-0168
	補 江田島市がんばる商工業等支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの）でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入資金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者	R2.5/12～	・支援額：融資額の2%の額 ・支援限度額：1社につき年度内30万円	江田島市　産業部交流観光課 TEL：0823-43-1644 江田島市商工会 TEL：0823-42-0168
	給 江田島市航路維持支援金	型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により，市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため，航路を維持し，市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から6月までの間において，前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。なお，交付の有無は月単位で判定します。（令和2年3月～6月） （例）3～5月は減便を行わなかったが，6月に減便を行った場合 ⇒3～5月分は交付，6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し，活用可能な国，県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。	R2.5/8～	交付額は，月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円／月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円／月	江田島市 企画部企画振興課 TEL：0823-43-1630
	補 江田島市公共交通支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。 そのため、公共交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設。	(ア)本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者 (イ)本市で定期路線を運行するバス事業者 (ウ)本市に営業所を置くタクシー事業者	(1)利用者の回復支援事業 　新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。 （例）企画切符の販売，イベント・キャンペーンの実施，キャッシュレス決裁の導入，デリバリーサービスの導入，Wi-Fi導入，新事業のPR（WEB・チラシ作成），観光客の増加が期待できる事業，乗客のサービス向上につながる環境整備 (2)利用者の安全確保事業 　新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。 （例）車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策,運航（行）に使用するマスク，消毒液の購入，セパレーターカーテンの導入，サーモグラフィーの設置，港やターミナルの衛生対策，啓発ポスターの作成，防疫のための車両等の改修	交付対象の事業期間 　令和2年3月1日から令和3年3月31日までに実施した事業とします。 ※交付決定前に実施した取組も対象とします。	(1)補助率：補助対象経費の10/10 (2) 補助上限額（※算定基準日は，令和2年8月7日となります。） （ア)航路事業者 　1事業者当たりの基本額100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき10又は20万円を加算した額を上限とします。 　・旅客船（高速船を含む。）：10万円 　・フェリー ：20万円 （イ)バス事業者 　1事業者当たりの基本額100万円に運行車両1両（貸切バス及びスクールバスを含む。）につき10万円を加算した額を上限とします。 （ウ)タクシー事業者 　1事業者当たりの基本額30万円に運行車両1両につき2万円を加算した額を上限とします。	江田島市 企画部企画振興課 TEL：0823-43-1630
	補 江田島市未来創造支援金	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においても、地道な販路開拓等により売上高の増加や雇用の維持への取組、販売促進、誘客への取組、事業再開に向けた感染症予防対策、国・県等の支援策を活用する事業者へ支援を行います。	・江田島市内に所在し、事業を行っている事業者 ・個人においては事業収入を得ており、確定申告を行っている事業者 ・「市医療従事施設等支援事業」及び「市公共交通支援補助金」の交付を受けていない事業者 ・前年度以前の市税を滞納していない事業者 ・江田島市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない事業者	（1）新商品開発・販路拡大事業 持続的な経営に向け事業者が行う新商品の開発や販路拡大の取組を支援します。 （2）販売促進・誘客事業 事業者が行う販売促進や誘客への取組を支援します。 （3）感染防止対策事業 令和2年4月1日から実施している事業を継続するために必要な感染防止対策の取組を支援します。 （4）事業継続支援事業 国、県等の新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業の事業者負担分を支援します。	R2.9/9～R3.3/31 交付対象の事業期間 　令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した事業とします。 ※一部事業については事前の申請が必要です。	■補助金額：各事業の合計額として、上限30万円、下限3万円 ■補助対象経費・補助率： （1）新商品開発・販路拡大事業 　・新商品の開発、販路拡大に伴う経費。補助率：全額 　・10万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率：1/2 （2）販売促進・誘客事業 　・事業者が独自で20%以内のプレミアムがついた役務の提供、商品の販売にかかる経費。補助率：商品・販売額の1/5以内（プレミアム分） 　・えたじまブランド認定品となってる品物等の仕入れにかかる経費。補助率：1/2 　・販売促進物の作成、その他販売促進、誘客の取組にかかる経費。補助率：全額 （3）感染防止対策事業 　・新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる経費。補助率：全額 　・エタジマミライート登録店舗（最低限マスク、消毒、飛沫防止の整備が必要）。 補助率：定額5万円 　・10万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率：1/2 （4）事業継続支援事業 　・家賃支援給付金の事業者負担分。補助率：1/2 　・その他の対策事業の事業者負担分。補助率：全額	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL：0823-43-1644
	給 江田島市事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少しているが、国の持続化給付金、広島県の感染拡大防止協力支援金、江田島市のがんばる 商工業等支援金などの制度に適合せず、支援をうけられない事業者に対して経営の安定化や事業の継続を目的に支援します。	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める業種 ・本市に本店を有する法人、事業所を有する個人事業主 ・令和2年3月までに創業している事業者 ・令和2年1月以降のいずれか1カ月の売上が前年同月比の売上と比較して20%以上50%未満減少していること ・前年度以前の市税を滞納していない事業者 ・持続化給付金、県感染拡大防止協力金、市がんばる商工業支援金（10万円以上）などを受給していない事業者		R2.9/1～	■支援額：10万円 （江田島市がんばる商工業等支援金受給額が10万円未満の場合は差額を支援）	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL：0823-43-1644
府中町	給 府中町小規模事業者支援金	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金を交付	小規模事業者 ※「商業・サービス業」は、卸売業、小売業、飲食業や理美容業などの各種サービス業などが該当します。	・広島県から休業等の要請を受けた事業者は、広島県感染拡大防止協力支援金を申請してください。※府中町小規模事業者支援金との重複受給はできません。 ・令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。	【申請受付終了】 R2.5/22～9/30	・1事業者につき5万円 支給は1回限り	府中町　総務企画部自治振興課商工観光係 TEL：082-289-3128

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

所掌	事業の名称（補 補助金・助成金　給 給付金　New 新着情報）	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→）R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
府中町	給 府中町飲食店応援金	「新型コロナ感染拡大防止集中対策地域」に府中町が加えられたことから、集中対策期間中に一定期間以上の休業を行う飲食店に対し、応援金を支給します。	(1)府中町内で屋内に常設の飲食スペースがある店舗であること (2)飲食店・喫茶店の営業許可を受けていること ※食品衛生法に基づく飲食店営業の「1類」または「3類」、もしくは喫茶店営業の「1類」の許可を受けた店舗を対象とします。	次の1、2の期間にそれぞれ休業し、合計5日以上休業すること (1)令和2年12月29日～令和3年1月3日の間に3日以上 (2)令和3年1月4日～11日の間に2日以上 ※屋内の常設飲食スペースを閉鎖し、デリバリーまたはテイクアウトのみの営業を行う場合は休業とみなします。	R2.12/25～R3.1/31	・一律15万円（1事業者につき1回限り）	府中町　総務企画部自治振興課商工観光係 TEL：082-289-3128
海田町	給 海田町事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため，事業全般に広く使える応援金を給付します。	町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者、及び本業として事業を営む個人事業主	感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月（対象月）の売上高が前年同月に比べて20%以上減少していること。 （前年同月の売上高－対象月の売上高）÷前年同月の売上高×100＝減少率（%）	R2.5/19～7/31 【申請受付終了】	・10万円	海田町　企画部魅力づくり推進課 TEL：082-823-9234
海田町	給 海田町感染防止対策協力金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために尽力する海田町内で事業を営む事業者に対し，事業全般に広く使える海田町感染防止対策協力金を給付。	(1)　海田町感染防止対策・地域経済応援クーポンの取扱店舗であること。 (2)　今後も町内において事業の継続の意思があること。	本協力金は一事業主当たり一申請となります。	【申請受付終了】 R2.9/3～11/13	・3万円	海田町　企画部魅力づくり推進課 TEL：082-823-9234
熊野町	給 熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業持続応援金の給付を受けていないこと。	R2.6/30～7/31⇒R3.3/31	・1事業者　10万円	熊野町 総務部産業観光課 TEL：082-820-5602
熊野町	給 熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。	R2.6/30～R3.3/31	広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金（上限10万円）の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部産業観光課 TEL：082-820-5602
坂町	給 坂町中小企業等支援金制度	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内の中小企業者等に対し、国の持続化給付金を補完する形で支援金を給付	坂町内に事業所を有する中小企業等	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月の間において、ひと月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満の減少となる事業者。ただし、広島県の感染拡大防止協力支援金の受給者については、4月22日～5月6日までの期間を売上の算定期間から除外する。 ・ 国の実施する持続化給付金を受けてないこと、また、今後受ける予定がないこと。 ・ 申請書裏面にある誓約事項及び、同意事項に虚偽または同意に反しないこと。	～R3.1/31まで 【申請受付終了】	・10万円 （1事業者1回限り）	坂町　建設部産業建設課産業係 TEL：082-820-1512
安芸太田町	補 安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持、発展に資することを目的 ※一部要件を緩和しました。申請期間も2か月延長します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者(個人事業主含む)	①安芸太田町内で1年以上の事業実績があること ②最近1か月の売上高等が前年同月比で30%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること 【期間】 ○令和2年2月から令和2年6月まで	R2.5/1～8/31 【申請受付終了】	中小企業者等1者につき10万円 （加算金） 雇用している被保険者1人あたり2万円を加算 ※但し、加算金上限額は40万円	安芸太田町　商工観光課 TEL：0826-32-7080
北広島町	給 きたひろ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等（以下「事業者等」という。）に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金	町内で商工業を営む法人その他の団体（みなし法人）及び個人で、町民税（法人、個人）を　納付している事業者等	・応援給付金受領後も企業活動を継続する意欲があること。 ・新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。 ・新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月まで　の平均売上高と比較して20%以上減少していること。	【申請受付終了】 R2.5/21～7/31（8/31まで延長）	・10万円 （1事業者1回限り）	北広島町　商工観光課商工振興係 TEL：050-5812-8080 北広島町商工会 TEL：0826-72-2380
北広島町	補 北広島町緊急制度融資信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借り入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1　町民税（法人、個人）を納めていること。（前年所得を申告されている） 2　町内に事業所を有すること。 3　広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4　信用保証料を一括で支払っていること。 5　町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借り入れ、信用保証料を一括払いされている方（令和2年1月借入分から） ○セーフティネット保証4号に係る融資資金 ○セーフティネット保証5号に係る融資資金 ○危機関連保証に係る融資資金 ○広島県県費預託融資制度＜暖冬・少雪の影響＞に係る融資資金	～R3.3/31まで	・1事業者あたり上限10万円	北広島町　商工観光課商工振興係 TEL：050-5812-808
北広島町	給 きたひろ農林水産業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し農林水産業に支障が生じている町内の農林水産業者（畜産業を含む）（以下「事業者等」という。）に対し、農林水産業を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金を交付。	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から令和2年7月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月比で20%以上減少している右記の要件を満たした事業者等	(1)町内で農林水産業（畜産業を含む）を営む法人その他の団体（みなし法人）及び個人であること。ただし、公共法人又は公益法人等、協同組合等は除く。 (2)応援給付金受領後も農林水産業を継続する意欲があること。 (3)新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年7月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。 (4)令和元年度中の農業所得等があり町税及び使用料を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルスの感染の影響に伴い徴収猶予を受けている者は除く。 (5)「きたひろ事業者応援給付金」の交付を受けていないこと。 など	R2.6/17～8/31 【申請受付終了】	・給付金の額：10万円	北広島町 農林課農業振興係 TEL：050-5812-1857
北広島町	給 北広島町畜産農家（肉用牛・酪農農家）経営継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、和牛肉の需要低下による枝肉価格（和牛・交配種含む）及び繁殖市場価格の急落により売上高等が減少し畜産業に支障が生じている畜産農家（肉用牛・酪農農家）に対して畜産業を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金を交付。	町内で畜産業を営んでいる右記の事業者	(1)町税及び使用料を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルスの感染の影響に伴い徴収猶予を受けている者は除く。 (2)肥育牛・繁殖牛・乳用牛のいずれかを飼育していること。 (3)継続支援給付金受領後も畜産業を継続する意欲があること。 など	【申請受付終了】 R2.7/21～9/30	給付金の額（※令和2年7月1日現在の飼養頭数） ・1頭当たり：5,000円（1経営体当たり：上限1,500,000円） ・繁殖牛農家1戸当たり：10,000円	北広島町 農林課農業振興係 TEL：050-5812-1857

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和3年2月2現在）

補 補助金・助成金
給 給付金
New 新着情報

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間（→） R2年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3年 1月 2月 3月	給付・補助金額等	問合先
北広島町	補 北広島町観光事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に大きな支障が生じている町内の観光関係事業者を支援するため、感染症対策を講じて観光バスを運行した際に掛かり増しとなった運行料金に対し、補助金を交付。	町内に事業所を有する旅行業者、貸切バス運行事業者	（1）貸切バス運行補助 感染症対策を講じた上で、町内貸切バス運行事業者から借り上げたバス運行経費、又は町内貸切バス運行事業者が実施したバスツアーのバス運行経費 （2）貸切タクシー運行補助 感染症対策を講じた上で、町内の飲食店・観光施設・宿泊施設を2か所以上利用する旅行商品に係る町内タクシー運行事業者から借り上げたタクシー運行経費	R2.7/22～ 補助金交付対象期間は、交付決定の日から令和3年2月末まで	（1）貸切バス運行補助 乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。 （2）貸切タクシー運行補助 乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。	北広島町 商工観光課観光振興係 TEL：050-5812-8080
大崎上島町	給 新型コロナウイルス感染症対策給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内に本店のある法人又は個人事業者に対し、緊急支援として、10万円を給付	町内に事業所（本店）がある法人、又は町内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者 ※ 農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象	下記の1～3の何れかに該当する者 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%以上減少している者 2. 平成31年2月以降創業の場合：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年の平均売上高が月額10万円以上ある場合で、令和2年2月から6月のうち、前年平均売上比が30%以上減少している者 3. 複数事業がある場合：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち事業全体の売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%減少している者	R2.5.17～7/31 【申請受付終了】	・1事業者あたり10万円	大崎上島町　地域経営課 TEL：0846-65-3123　FAX：0846-65-3144
世羅町	給 感染拡大防止協力支援金	広島県の緊急事態措置期間中（4月22日～5月6日）の休業要請に協力された事業者に、支援金を交付します。	広島県の感染拡大防止協力支援金の受給対象となった事業者に加え、休業要請期間の相当する期間において、休業の協力を行った事業者	（1）広島県の支援金を受給した事業所（措置期間全てで休業等を実施） （2）全ての措置期間ではなく、2/3以上休業した事業所	R2.5/13～7/31 【申請受付終了】	（1）10万円 （2）20万円	世羅町商工会 TEL：0847-22-0529
世羅町	給 世羅町持続化給付金	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者（感染症拡大により前年同月対比減少率（25%超50%未満）となっている事業者）に助成金を給付	右標記対象分野に当てはまる、世羅町に事業所えを有する事業者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、資本金の額が10億円未満または常時使用する従業員数が2千人未満	【申請受付終了】 R2.5/12～R3.1/15	・上限：20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529
世羅町	補 緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金（マル経）《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠） 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要		《金　利》1.21%（令和2年5月1日時点）より、当初3年間を0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529
世羅町	補 感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備導入に係る費用の一部を補助。	令和2年4月18日以前から事業を営んでいる、納税地が世羅町である個人・法人で世羅町商工会の会員	・補助対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる設備の導入に係る経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。 ・対象期間 令和2年4月1日以降12月31日までに支出した経費	【申請受付終了】 R2.9/1～R3.1/15	・補助率：3/4以内 ・補助限度額：20万円（下限3万円）	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529
神石高原町	給 小規模事業者　継続支援給付金	神石高原町では，新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けている小規模事業者に対して，継続的な支援として，最大で法人50万円，個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により，事業収入が前年同月比30%以上減少している者。 ※「緊急支給給付金」を受給された方も対象 ※町内の個人事業者の方で、事業事態が町外にある場合も対象	■次の産業分類に該当する者 林業，建設業，製造業，運輸業，卸売業・小売業，宿泊業・飲食サービス業，生活関連サービス業・娯楽業などの他，影響を受けている場合，幅広く対象とするよう対応します	R2.6/12～10/30 【申請受付終了】	最大　法人（従業員20人以下）：50万円 個人事業者：　20万円 ※ 令和2年6月から9月のいずれか1月の減少分が上限（千円未満切り捨て） ※ 申請は1事業者につき，1回のみとなります。	神石高原町 政策企画課プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351
神石高原町	補 雇用維持助成金	神石高原町では，新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して，労働者の雇用の維持を目的として，最大で300万円を助成します。	従業員数21人以上の法人 ※町外に本社があり，町内に事業所を置く場合も対象となります	1.新型コロナウイルス感染症の影響により，事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 2.雇用の維持に努めている事業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて，労働者の雇用を維持するために，国の雇用調整助成金の支給申請を行っている，又は申請を行う予定の事業者	R2.6/12～10/30 【申請受付終了】	・従業員数　×　5万円 ・上限　150万円×2回	神石高原町 政策企画課プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351
神石高原町	給 小規模事業者　緊急支援給付金	神石高原町では，新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して，緊急的な支援として，最大で法人50万円，個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により，事業収入が前年同月比30%以上減少している者	■次の産業分類に該当する者 林業，建設業，製造業，運輸業，卸売業・小売業，宿泊業・飲食サービス業，生活関連サービス業・娯楽業などの他，影響を受けている場合，幅広く対象とするよう対応します	R2.4/28～6/30　【申請受付終了】	最大　法人（従業員20人以下）：50万円 個人事業者　：20万円	神石高原町 政策企画課プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351
神石高原町	給 中小企業雇用継続支援金	神石高原町では，新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して，労働者の雇用の維持を目的として，最大で200万円を助成します。	従業員を雇用し，令和2年9月時点で雇用保険に加入している事業者 ・町外に本社があり，町内に事業所を置く場合も対象となります。 ・この場合は，町内事業所の従業員が対象となります。	○新型コロナウイルス感染症の影響により，令和2年4月～9月の累計事業収入が20%以上減少し，かつ令和2年10月～1月の期間の内の単月事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 ・令和2年4月～9月の累計事業収入の減収割合が前年同期間と比べ20%以上であること ・計算方法1（B-A）÷B×100 【（A）＝4～9月累計事業収入，（B）＝前年同期間累計事業収入 】 （計算方法1が20%以上減少している場合，計算方法2へ） ・令和2年10月～令和3年1月の期間の内，申請する1ヶ月の事業収入が前年同月比30%以上であること ・計算方法2（D-C）÷D×100 【（C）＝10～1月の期間中の申請月事業収入，（D）＝前年同月収入】 ○雇用の維持に努めている事業者 ・雇用保険加入状況により従業員数を算定します。（最大20人まで） ・令和2年9月時点で雇用保険に加入しており，申請月においても雇用が継続されているものが対象となります。	R2.11/4～R3.2/26	助成額：従業員数×10万円（上限　200万円） ・従業員数は，雇用保険被保険者数により算定します。 ・対象となる期間は，令和2年10月～令和3年1月で，要件を満たせば申請が可能です。 ・課税対象の収入となります。	神石高原町 政策企画課プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。